

平成27年度

山梨県包括外部監査報告書

地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る

事務の執行及び事業の管理について

平成28年3月

山梨県包括外部監査人

公認会計士 星野正司

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
I. 包括外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件（テーマ）を選定した理由	1
IV. 対象部署	2
V. 対象期間	2
VI. 監査の方法	2
1. 重点及び着眼点	2
2. 主な監査手続	3
VII. 実施期間	3
VIII. 従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
IX. 利害関係	3
第2章 包括外部監査の結果及び意見	4
I. 産業振興に関する状況	4
1. 国の状況と対策	4
(1) 人口動向と企業推移	4
(2) 産業振興に関連する状況	13
(3) 国の取り組み（主な施策）	26
2. 山梨県の状況	37
(1) 山梨県の人口動向	37
(2) 山梨県の産業振興に関連する状況	40
(3) 山梨県の財政バランス	44
(4) 山梨県の施策展開	47
II. 全般的・共通の課題と対応	53
1. 産業政策における政策目標の明確化と関連付け	53
(1) 政策の具体的目標と明確化	53
(2) 目標実現のための政策実施方法の工夫	54
2. 先端産業の集積促進とイノベーション・エコシステムの構築	55
3. 地場産業支援の方向性	63
4. 女性の起業支援政策	64
5. 行政評価の方法	67
III. 関係部署の状況	70

1. 産業労働部産業政策課	70
(1) 業務の概要	70
(2) 産業政策課の主な事業	70
(3) やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトの目標未達要因について	72
(4) アイメッセ山梨の指定管理者選定に関する応募状況について	77
(5) 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度における利用率の向上について	78
(6) 山梨県産業振興ビジョンで示された成長分野に係る施策の達成度の評価について	79
(7) 産業振興関連プロジェクト等の効率的・効果的な推進方法について	81
(8) 経営指導員設置に対する固定的な補助について	84
(9) 山梨県小規模事業経営支援事業費補助事業に関する成果指標の設定について	86
(10) 個人情報記載された行政文書の施錠保管と自己点検の実施について	88
2. 産業労働部成長産業創造課	91
(1) 業務の概要	91
(2) 成長産業創造課の主な事業	91
(3) 同一企業への産業振興事業費補助金の交付について	97
(4) 企業化状況報告書の提出期限の遵守について	98
(5) 産業振興事業費補助金の補助対象について	100
(6) やまなし新事業応援投資事業有限責任組合の投資促進について	103
(7) 中小企業市場開拓支援事業費補助金に関する成果指標の設定について	105
3. 産業労働部商業振興金融課	106
(1) 業務の概要	106
(2) 商業振興金融課の主な事業	106
(3) 中小企業金融対策制度の利用率向上について	108
(4) 市場金利動向を反映した貸出金利の見直しについて	110
(5) 債権管理回収業務の外部委託に関する効果等の検証について	111
(6) 信用保証制度における県損失補償に関する根拠の検証について	112
(7) 山梨県信用保証協会に対する検査日の規程化について	114
4. 産業労働部地域産業振興課	116
(1) 業務の概要	116
(2) 地域産業振興課の主な事業	116
(3) ジュエリーと繊維の産業振興に関する長期的戦略の立案について	120
(4) ジュエリーと繊維の事業者を支援するWEBサイトの作成について	121
(5) ワインに関するやまなしブランドの確立と価格帯戦略について	122

(6) 小規模ワイナリー販路拡大支援事業に関するアンケートの回収について	123
(7) 地場産品プロデュース事業における専門家の継続関与について	125
(8) 甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金の費用対効果について	127
(9) ブランドチャレンジ支援事業費補助金及び海外プロモーション活動支援事業費補助金に関する成果指標の設定について	128
5. 産業労働部産業集積課	130
(1) 業務の概要	130
(2) 産業集積課の主な事業	130
(3) 産学官連携強化事業に関する活動指標・成果指標の設定について	133
(4) 企業立地セミナー実施後のフォローの強化について	134
(5) 産学官連携促進事業における産学マッチングに関する取り組みの強化について	135
(6) ものづくり基盤技術支援事業における活動指標の設定とニーズに沿った支援体制の構築について	136
(7) 産業支援地域人づくり事業における活動指標の設定と取り組みの強化について	137
(8) 産業集積促進助成金に関する事業用地確保の強化と評価指標の設定について	140
(9) 企業誘致に関するメリットとデメリットの分析と企業誘致のロードマップの策定について	147
(10) 産学官連携促進事業におけるマッチングのさらなる推進について	148
(11) 中小企業支援基盤整備事業費に関する成果指標の設定について	150
6. 山梨県工業技術センター	154
(1) センターの概要	154
(2) センターの主な業務	154
(3) インキュベーションルームの運用への積極的な関与について	158
7. 山梨県富士工業技術センター	162
(1) センターの概要	162
(2) センターの主な業務	162
8. エネルギー局エネルギー政策課	165
(1) 業務の概要	165
(2) エネルギー局エネルギー政策課の主な事業	166
9. 観光部観光企画・ブランド推進課	168
(1) 業務の概要	168

(2) 観光企画・ブランド推進課の主な事業.....	168
(3) 個人情報に記載された行政文書の施錠保管と自己点検の実施について ..	172
1 0. 観光部観光振興課	174
(1) 業務の概要.....	174
(2) 観光振興課の主な事業	174
1 1. 観光部国際交流課	178
(1) 業務の概要.....	178
(2) 国際交流課の主な事業	178
(3) 国際観光振興事業に関する山梨県独自調査の実施について	180
(4) 外国人観光客受入体制整備事業とおもてなし推進事業の連携について ..	181
1 2. 農政部果樹食品流通課（農産物販売戦略室含む）	186
(1) 業務の概要.....	186
(2) 農政部果樹食品流通課及び農政部農産物販売戦略室の主な事業	186
(3) 6次産業化ネットワーク活動支援事業費に関する活動指標の設定と単年度の事務事業評価について	189
(4) やまなし6次産業化サポートセンターの運營業務の公募期間について ..	191
(5) 富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費に関する成果指標の設定について.....	192
1 3. 企画県民部情報産業振興室	194
(1) 業務の概要.....	194
(2) 情報産業振興室の主な事業	194
1 4. 公益財団法人やまなし産業支援機構	195
(1) 支援機構の概要	195
(2) 支援機構の主な事業.....	195
(3) 自己査定に関する判定資料の整備について.....	201
(4) 自己査定に必要な決算書の入手について	204
(5) 債務者区分判断の精度向上について	205
(6) 平成24年度包括外部監査指摘事項の改善状況について（遅延損害金減免申請手続及び返済条件変更に係る必要書類の入手について）	207
(7) 情報セキュリティポリシーの策定と運用について	211
(8) 個人情報に記載された文書の施錠保管と自己点検の実施について	212
1 5. 山梨県信用保証協会	214
(1) 業務の概要.....	214
(2) 信用保証制度の概要.....	214
(3) 主な保証制度一覧	216
(4) 顧客基本情報の登録について.....	218

(5) 制度融資の判断過程の明確化について.....	219
(6) 保証実務の実態を考慮した調査・審査細則の見直しについて	221
(7) 求償権分類のための基礎情報の更新遅延について	222
(8) 情報セキュリティポリシーの策定と運用について	224
IV. おわりに.....	226

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

山梨県の実施する地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

現在、我が国の人口は減少を続けており、また、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成25年3月）」によれば、山梨県の人口も減少することが推計されている。

山梨県の人口減少の原因として、主に、県内に雇用の機会が少ないことによる首都圏等県外への就学・就職が挙げられ、人口減少を防ぎ、人口の維持を図るためには、県内の更なる産業振興策が必要不可欠である。

有効な産業振興のためには、まず、産業政策におけるグランドデザインを策定し、県の産業振興を計画的・戦略的に進めていくことが必要である。

成長産業の育成や促進のためには、産学官連携により、最先端の技術を生み出す大学、研究機関が核となり、そこから創出された技術を大学発ベンチャーや研究機関からのスピナウト、県外からのベンチャー企業の誘致等で事業化し、さらに、こうしたベンチャー企業の事業の拡大、製品の量産化に向け、産業を支える中小企業の集積と連携を推進していくことが効果的である。

また、県内の地域資源であるぶどう、桃等の農林水産業資源、ミネラルウォーター等の天然資源、富士山、八ヶ岳等の観光資源を活用した産業の活性化も、山梨県の産業発展に寄与するものと考えられる。

県では、「山梨県総合計画（暫定計画）」（平成27年6月）において、「本県経済と雇用を支える基幹産業の発展」「地域資源を生かした個性豊かな産業の創出」が取組の方向として、また「ダイナミックやまなし総合計画（素案）」（平成27年9月）においては、それらは課題として示されており、新産業の創出や地域産業の創出は重要施策として位置づけられている。

このように、産業振興策が、県の重要課題であり、県民の関心も特に高いと考えられ

ることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

IV. 対象部署

- (1) 産業労働部産業政策課
- (2) 産業労働部成長産業創造課
- (3) 産業労働部商業振興金融課
- (4) 産業労働部地域産業振興課
- (5) 産業労働部産業集積課
- (6) エネルギー局エネルギー政策課
- (7) 観光部観光企画・ブランド推進課
- (8) 観光部観光振興課
- (9) 観光部国際交流課
- (10) 農政部果樹食品流通課
- (11) 農政部農産物販売戦略室
- (12) 企画県民部情報産業振興室
- (13) 公益財団法人やまなし産業支援機構
- (14) 山梨県信用保証協会
- (15) 山梨県工業技術センター
- (16) 山梨県富士工業技術センター

V. 対象期間

原則として平成 26 年度とし、必要に応じ平成 25 年度以前も対象とした。

VI. 監査の方法

1. 重点及び着眼点

- (1) 産業振興関連事業が山梨県の実態に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか
- (2) 産業振興関連事業に関する契約の管理、各種事務手続など、経済性、効率性、有効性、法令等への準拠性に問題はないか
- (3) 関連の出資法人における実施事業の管理及び財産の管理等が適切に行われているか
- (4) 産業振興を推進するにあたって関連する部局等との連携が十分図られているか

2. 主な監査手続

- (1) 諸規程、県作成各種資料の閲覧
- (2) 関係者（担当職員等）への質問
- (3) 管理資料の閲覧と内容検討
- (4) 施設の視察
- (5) その他必要と認めた手続

VII. 実施期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

VIII. 従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 星野 正司

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 加藤 暢一	公認会計士 竹村 直紀
公認会計士 天野 清彦	公認会計士 川崎 勲
公認会計士 平賀 孝	公認会計士 畠山 正一
公認会計士 深沢 英貴	公認情報システム監査人 獅山 宙紀
公認会計士 丸山 裕樹	専修大学教授 鹿住 倫世
公認会計士 樋川 初美	

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

この報告書においては、

監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」

監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

また、文中で他の自治体の取り組みを紹介しているが、これらは、公表されているものを引用したものである。

I. 産業振興に関する状況

1. 国の状況と対策

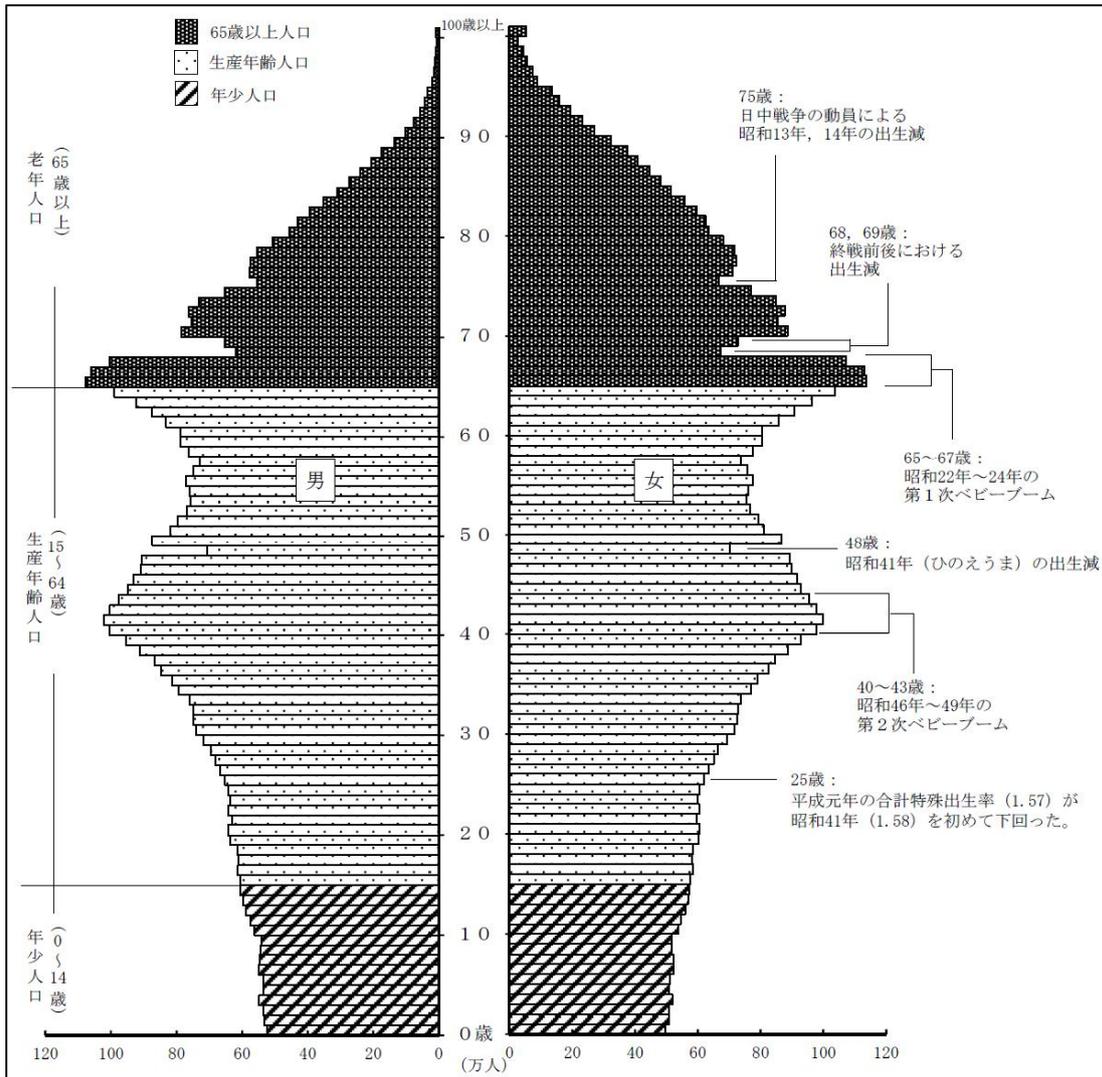
（1）人口動向と企業推移

① 人口動向

総務省統計局の「人口推計（平成27年6月1日現在）」によると、平成27年6月1日現在の我が国の総人口（日本に常駐している外国人を含む。）は、1億2,692万人で、前年に比べ減少幅は減少したものの、4年連続で大きく減少している。65歳以上の高齢人口は、過去最高の3,360万人となり、高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）は26.5%と過去最高となっている。

人口の年齢構造をピラミッドに表すと、各年代の社会情勢の影響をうけた出生と死亡の変動が明らかに刻まれている。戦後の昭和22年から24年生まれの第1次ベビーブーム期と46年から49年生まれの第2次ベビーブーム期の2つの膨らみが特徴的であり、その後は出生数の減少でピラミッドの裾は年々狭まっている。

図表 I - 1 (1) ① 我が国の人口ピラミッド (平成 26 年 10 月 1 日現在)



(出典：「人口推計 (平成 26 年 10 月 1 日現在)」(総務省) より抜粋)

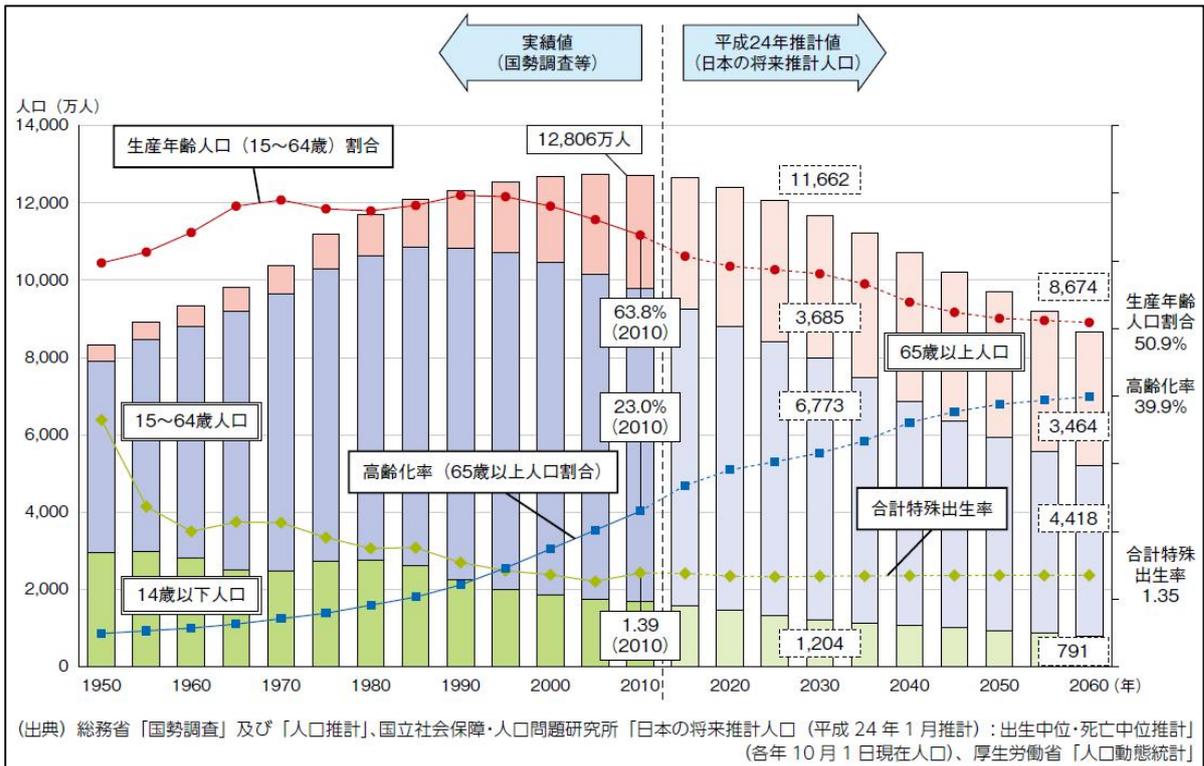
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」における出生中位 (死亡中位) 推計では、今後、我が国の総人口は、平成 42 年の 1 億 1,662 万人を経て、平成 60 年には 1 億人を割って 9,913 万人となり、平成 72 年には 8,674 万人になるものと見込まれている。

また、生産年齢人口 (15～64 歳の人口) は、平成 22 年の 63.8%から継続して減少しており、今後も、平成 29 年には 60%台を割った後、平成 72 年には 50.9%になると推計されている。一方、高齢人口 (65 歳以上の人口) は、年々増加傾向にあり、平成 22 年には 2,948 万人に達し、今後、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入った後の平成 54 年には 3,878 万人とピークを迎える。その後は一貫して減少に転じるが、平成 72 年の高齢人口は 3,464 万人と依然として高い水準が継続することが

見込まれている。

高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）を見ると、平成 22 年の 23.0%から、平成 25 年には 25.1%となり、4 人に 1 人が 65 歳以上となっている。今後、50 年後の平成 72 年には 39.9%と推計され、2.5 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれている。

図表 I - 1 (1) ② 我が国の人口推移



(出典：「平成 24 年度版 情報通信白書」(総務省) より抜粋)

② 企業推移

ア. 事業者数、事業所数の現状

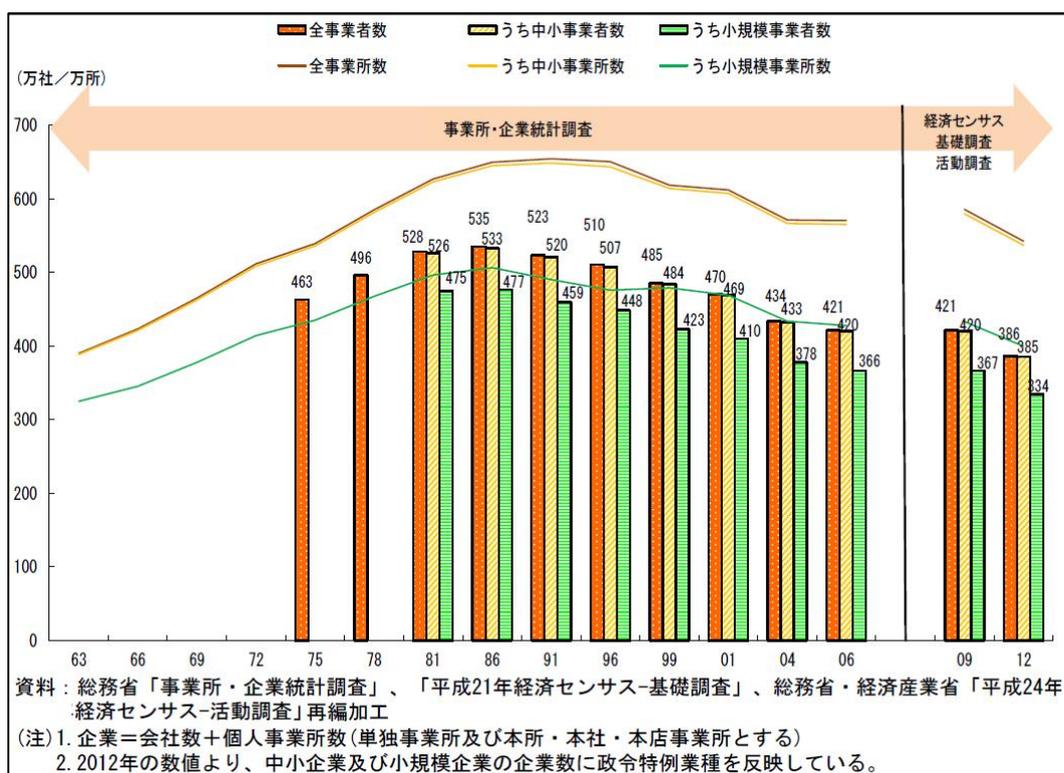
中小企業庁「2015 年版中小企業白書／小規模企業白書について (本文概要案)」によると、図表 I - 1 (1) ③のとおり、我が国の事業者数および事業所数は、1986 年までは増加傾向であった。しかし、それ以降は減少に転じて、長期に渡って減少傾向にある。中小企業・小規模事業者の企業数も減少が続いており、直近の 3 年間 (2009～2012 年) では約 35 万者減少 (約 8.3%減少) している。

また、中小企業庁「2015 年版中小企業白書／小規模企業白書について (本文概要案)」の設立年別の小規模事業者数の分布によると、図表 I - 1 (1) ④のとおり、現在事業

を営んでいる小規模事業者のうち、1984年以前に設立された者が5割弱を占め、2005年以降に設立された者は2割にも満たない状況である。

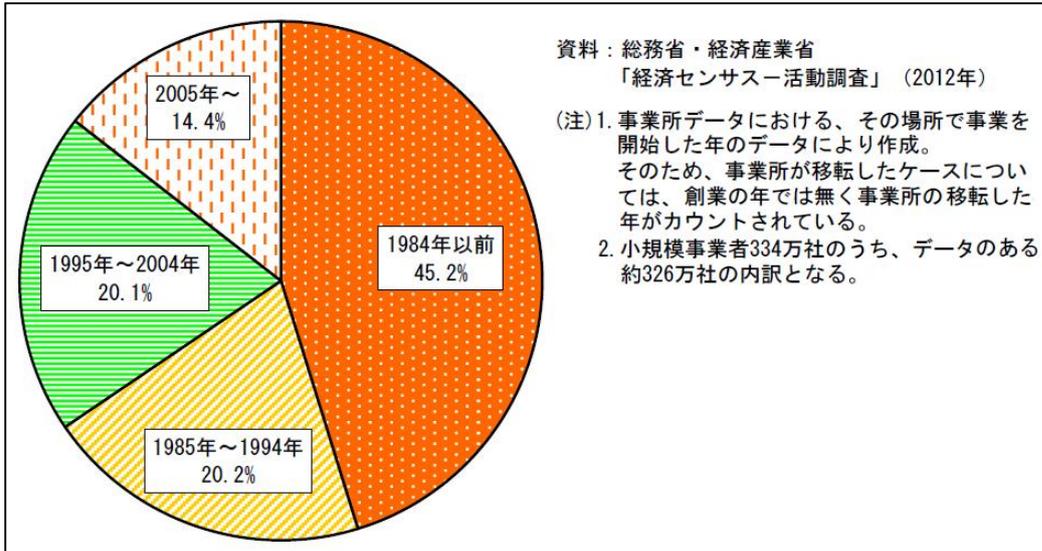
さらに、中小企業庁「2014年版中小企業白書について（本文）」の経営者の年齢階級の分布によると、図表I-1（1）⑤のとおり、人口減少・高齢化が進行する中で、経営者も高齢化し、これまでと比較しても70歳以上の年齢階級が最も高くなっている。

図表I-1（1）③ 我が国の事業者数、事業所数の推移



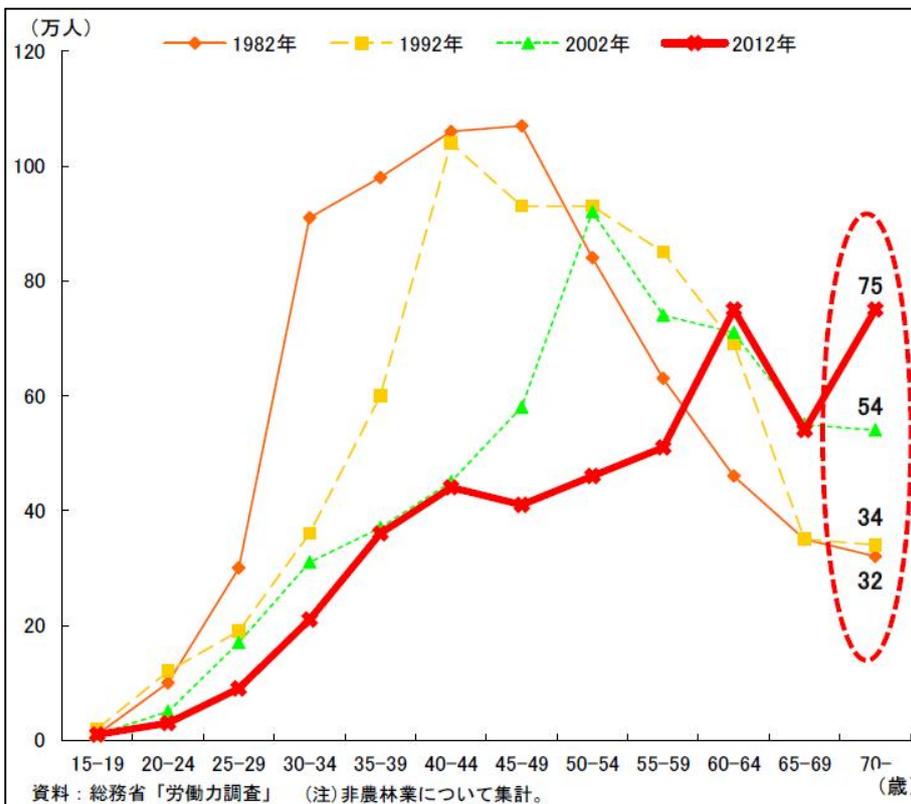
(出典：「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について（本文概要案）」(中小企業庁)より抜粋)

図表 I - 1 (1) ④ 設立年別の小規模事業者数の分布



(出典：「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について(本文概要案)」(中小企業庁)より抜粋)

図表 I - 1 (1) ⑤ 年齢階級別 自営業主の分布(年別)



(出典：「2014年版中小企業白書について(本文)」(中小企業庁)より抜粋)

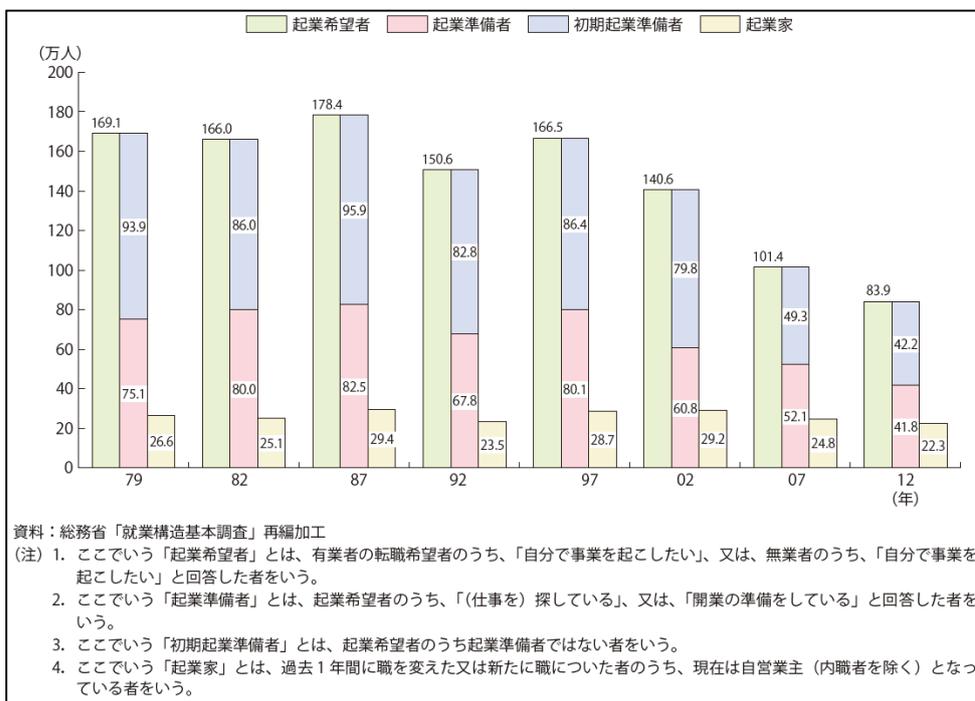
イ. 起業希望者数、起業家数の推移

「ア. 事業者数、事業所数の推移」で見てきたように、我が国の経済・社会構造の変化、及び経営者の高齢化の進展に伴い、中小企業・小規模事業者数は年々減少してきている。地域経済を支えてきた中小企業・小規模事業者数の減少は、地域の活力の低下をもたらす懸念がある。ここでは、中小企業庁「2014年版中小企業白書」に基づき、我が国の起業の現状を紹介していく。

図表 I - 1 (1) ⑥は、我が国の起業の担い手の数について経年推移を見たものであるが、起業希望者は、1997年以降、減少傾向にあり、2007年及び2012年に激減している。こうした起業希望者の減少は、「起業大国」を目指す我が国にとって看過しがたい事実であり、早急な対策が求められる。

一方で、起業家数は大きく変化しておらず、1979年から2012年にかけて緩やかな減少傾向にはあるものの、毎年20万人から30万人の起業家が一貫して誕生している。つまり、起業希望者は大きく減少する一方で、起業家数は起業希望者ほど大きく減少していないのである。

図表 I - 1 (1) ⑥ 起業の担い手の推移



(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁)より抜粋)

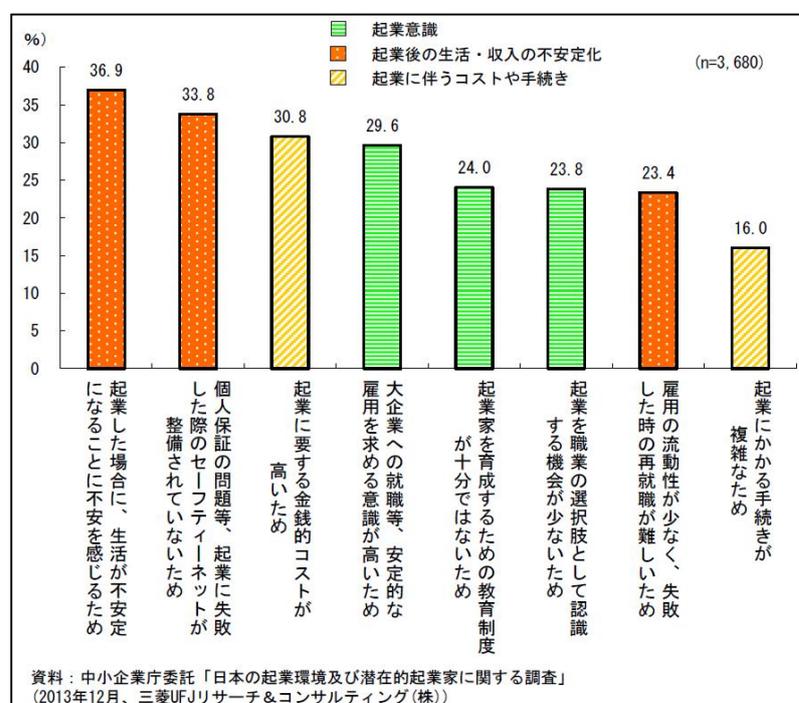
また、起業に関心のある者に対して、我が国の開業率が低い理由として考えられるものを調査した結果によると、図表 I - 1 (1) ⑦のように、大きく三つの理由、課題に

分類することができる。

一つ目の理由・課題は、「起業家を育成するための教育制度が十分ではない」、「大企業への就職等、安定的な雇用を求める意識が高い」、「起業を職業の選択肢として認識する機会が少ない」といった「起業意識」に関するものである。二つ目の理由・課題は、「起業した場合に、生活が不安定になることに不安を感じる」、「個人保証の問題等、起業に失敗した際のセーフティーネットが整備されていない」、「雇用の流動性が少なく、失敗した時の再就職が難しい」といった「起業後の生活・収入の不安定化」に関するものである。三つ目の理由・課題は、「起業に要する金銭的成本が高い」、「起業にかかる手続きが煩雑」といった「起業に伴うコストや手続き」に関するものである。

「起業意識」を変革していくためには、起業に関心を持ってもらうべく、義務教育段階から起業家に接するといった起業家教育や、リスクは低く満足度は高い起業家も多いことを周知することが必要である。また、「起業後の生活・収入の安定化」のためには、経営者保証制度や小規模企業共済といったセーフティーネットの充実、兼業や副業をより促進していくことが必要である。さらに、「起業に伴うコストや手続きの低減」のためには、既存企業群が起業家を育てる「誰もが起業家応援社会の構築」や、起業することでメリットがある仕組みの構築、先輩起業家や民間支援機関も巻き込んだ相談体制の充実が求められる（図表 I-1（1）⑧参照）。

図表 I-1（1）⑦ 我が国の開業率が低い理由として考えられるもの



（出典：「2014年版中小企業白書について（本文）」（中小企業庁）より抜粋）

図表 I - 1 (1) ⑧ 「起業大国」に向けた三つの課題と対応策



(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁)より抜粋)

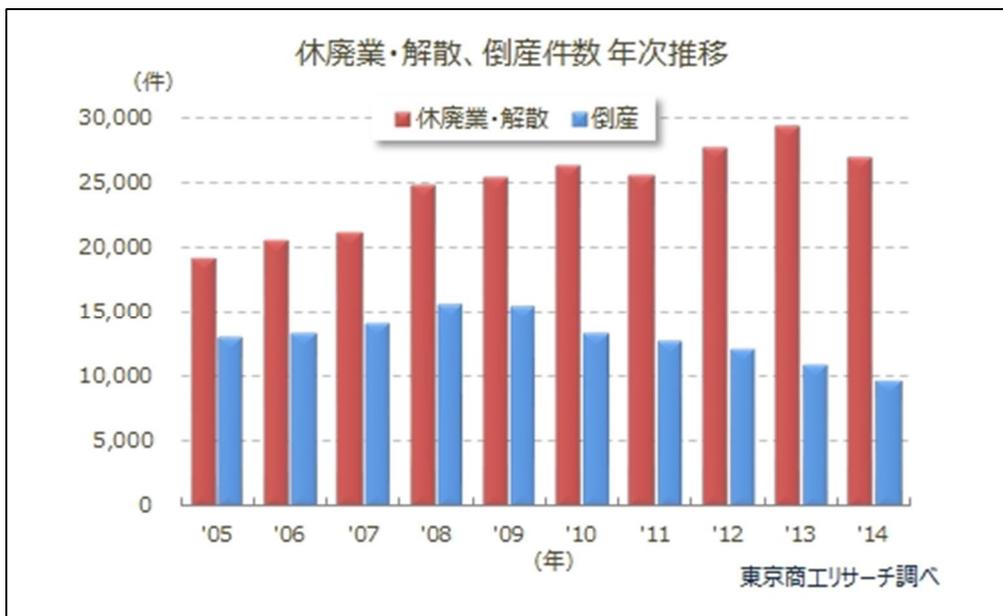
ウ. 休廃業・解散、倒産件数の推移

(株)東京商工リサーチ HP「全国企業倒産状況」によると、大企業、中小企業・小規模事業者を含めた倒産件数は、平成 26 年は 9,731 件となっており、前年比 10.3%減少(1,124 件減少)で、平成 20 年のリーマン・ショック後の大幅な倒産件数の増加以降、6 年連続で前年を下回っている。倒産件数が 10,723 件であった平成 3 年以来、23 年ぶりに 10,000 件を下回る低水準となっている。

このように最近では、倒産件数の鎮静化が見られる一方で、休廃業・解散件数は、平成 26 年は 2 万 6,999 件(前年比 8.2%減、前年 2 万 9,414 件)となり、アベノミクス効果による景気回復機運も影響して 3 年ぶりに前年を下回ったものの、過去 10 年間で 3 番目に多い件数であり、依然として高い水準で推移している(図表 I - 1 (1) ⑨参照)。

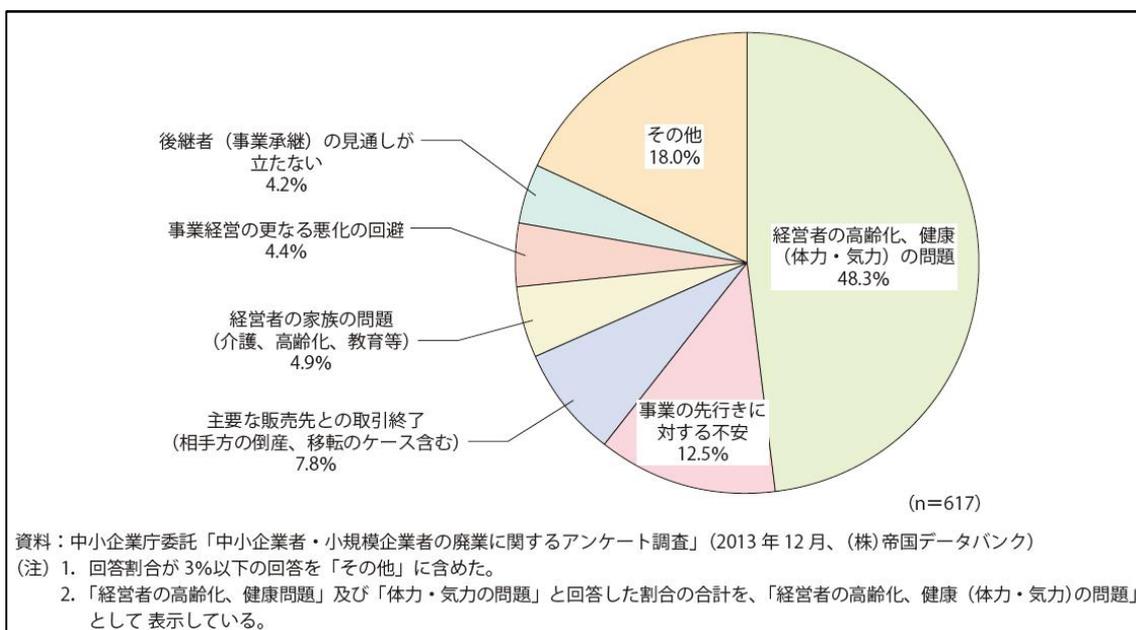
中小企業庁「2014年版中小企業白書について(本文)」によると、廃業を決断した理由として、「経営者の高齢化や健康問題」を理由とする者が約 5 割、「事業の先行き不安」が約 1 割を占めており、後継者問題や業績のジリ貧を理由としてやむなく事業継続を断念する企業が依然として多いことを浮き彫りにしている(図表 I - 1 (1) ⑩参照)。

図表 I - 1 (1) ⑨ 休廃業・解散、倒産件数の推移



(出典：(株)東京商工リサーチ HP「2014年休廃業・解散企業動向調査」より抜粋)

図表 I - 1 (1) ⑩ 廃業を決断した理由



(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁)より抜粋)

(2) 産業振興に関連する状況

① 我が国が推進する地域産業振興の状況

ア. 新産業創造戦略

我が国では、2004年5月に「新産業創造戦略」を策定した。この戦略は、企業における構造調整の進展、新規事業に係る設備投資の活性化、デジタル家電などのイノベーションによる需要喚起などが見られるようになった現状を踏まえ、これらの動きを確固たる動きとするため、産業構造の将来展望を踏まえた、セミマクロの好循環の形成、加速化を目指した産業政策の確立を目指すものである。振興すべき産業分野としては、「先端的な新産業分野」「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」「地域再生の産業分野」を挙げている。

イ. 新経済成長戦略

国は、「新産業創造戦略」に続いて2006年6月に「新経済成長戦略」を策定した。この戦略は、我が国が、主要先進国で戦後初めて継続的に人口が減少するという逆風の下でも「新しい成長」が可能なことを示すため、イノベーションが新たな需要を生み、需要が新たなイノベーションを生むといった「イノベーションと需要の好循環」やGDPの7割を占めるサービス産業を製造業とともに経済成長の「双発エンジン」とすること等を提唱している。また、そのために「強い日本経済」の再構築が優先課題であるとして、「国際競争力の強化」と「地域経済の活性化」の重要性を強調している。

なお、「新経済成長戦略」の具体化のために、政府・与党（財政・経済一体改革会議）によって、2006年7月に「経済成長戦略大綱」が策定され、2007年に3つの法律（産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法））が制定された。

また、「新経済成長戦略」の策定後、2年余りの間に起きた世界的な産業構造の激変を踏まえて、「新経済成長戦略」の抜本的な見直しが行われ、2008年9月に「新経済成長戦略2008改訂版」が策定された。改訂版では、最大の環境変化である「資源高に伴う交易条件の悪化」を克服するため、(1)「資源生産性」の抜本的向上に集中投資して、資源高時代、低炭素社会の勝者になる、(2)製品・サービスの高付加価値化に向けてイノベーションの仕組みを強化するとともに、グローバル化を徹底し、世界市場を獲得するという二つの基本戦略を打ち出した。

ウ. 地域クラスター計画

国が推進する地域クラスター計画として、「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」が挙げられ、両者は相互に連携して進められている。

(A) 産業クラスター計画

「産業クラスター計画」は、地域産業活性化の取り組み支援として、経済産業省の主導により 2001 年度から推進されている。この計画は、我が国の産業競争力の強化を図るため、世界市場を目指す地域の企業や大学等からなる産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指すものである。

経済産業省 HP によると、産業クラスター計画の目標レンジは下記の通りである。

第Ⅰ期（2001～2005年）産業クラスターの立ち上げ期

クラスターの実態と政策ニーズを踏まえて、国が中心となって進める産業クラスター計画プロジェクトとして 20 程度を立ち上げ、自治体が独自に展開するクラスターと連携しつつ、産業クラスターの基礎となる「顔の見えるネットワーク」を形成する。

第Ⅱ期（2006～2010年）産業クラスターの成長期

引き続きネットワークの形成を進めるとともに、具体的な事業を展開していく。また、同時に企業の経営革新、ベンチャーの創出を推進する。なお、必要に応じて、プロジェクトの見直し、新たなプロジェクトの立ち上げを柔軟に行う。

第Ⅲ期（2011～2020年）産業クラスターの自律的発展期

ネットワークの形成、具体的な事業展開を更に推進していくとともに、産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていき、産業クラスターの自律的な発展を目指す。

(a) 文部科学省「知的クラスター創成事業」との連携

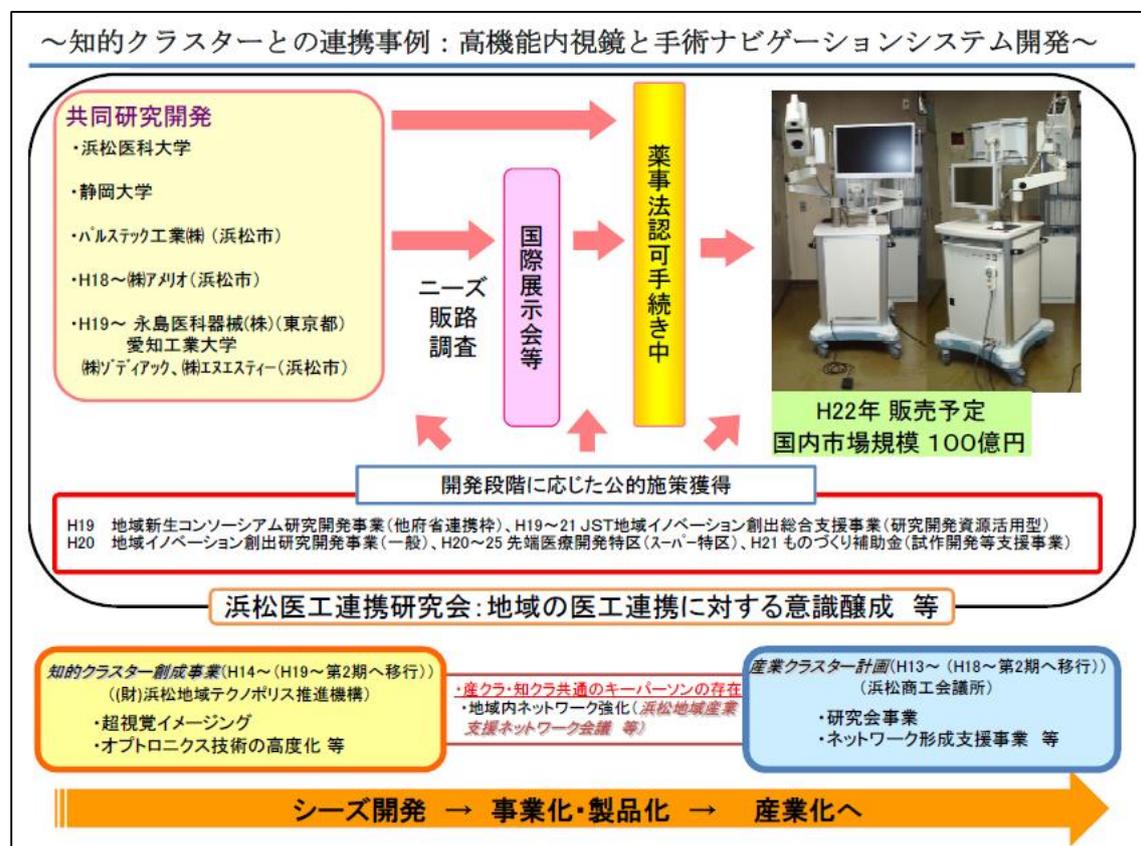
(経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括(平成 23 年 8 月)」より引用)

文部科学省では、平成14年度から地域経済の活性化を図ることを目的に大学等公的研究機関の知の集積を活用した密接な産学官連携により、世界レベルのイノベーションの

創出を目指す「知的クラスター創成事業」（詳細は後述する。）を実施しており、経済産業省と文部科学省の両省では「クラスタージャパン」や「地域クラスターセミナー」を共催することにより、それぞれのクラスター関係者の交流を促進するとともにクラスター活動における成果や課題等を共有することで、より一層の活動の高質化、活性化を図ってきた。

また、一部の地域では、知的クラスター創成事業におけるシーズ開発等の成果を産業クラスター計画プロジェクトへ橋渡しすることにより事業化・製品化を行う等産業クラスター計画プロジェクトと知的クラスター創成事業との連携により、研究開発から事業化までの一貫した取組が行われてきた。

図表 I - 1 (2) ① 知的クラスターとの連携事例

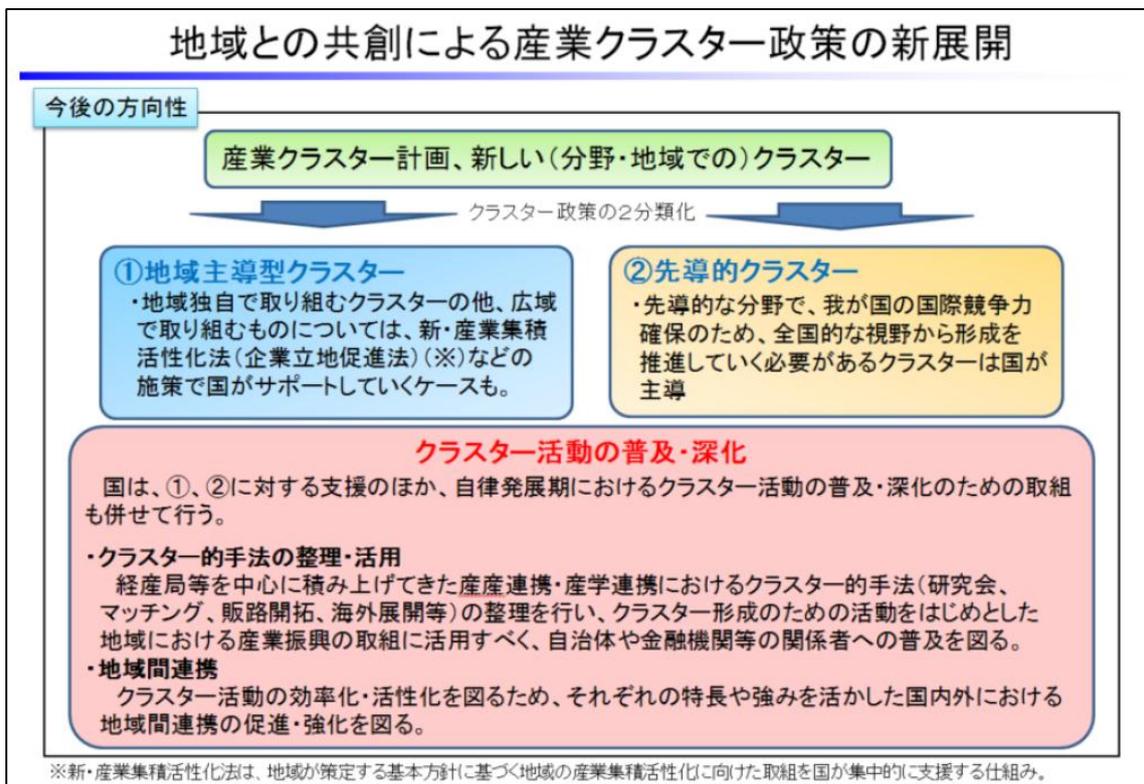


(出典：経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括(平成23年8月)」より抜粋)

(b) 産業クラスター計画の今後の方向性

経済産業省 HP によると、産業クラスター計画の今後の方向性は下記の通りである。

図表 I - 1 (2) ② 地域との共創による産業クラスター政策の新展開



(出典：経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括(平成23年8月)」より抜粋)

(B) 知的クラスター創成事業

知的クラスター創成事業は、地域経済の活性化を図ることを目的として、地域において独自の研究テーマとポテンシャルを有する大学、公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指すものであり、文部科学省が主導して平成14年度から実施されている。

知的クラスター創成事業は、平成21年度まで継続的に実施され、平成22年度以降は、クラスター形成に関して、地域と大学等との組織的な連携を強化し、一層の地域の自立化を促進するため、これまで実施してきた「知的クラスター創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」と、大学における産学官連携の体制整備を行う「産学官連携戦略展開事業」を「イノベーションシステム整備事業」として一本化された。

イノベーションシステム整備事業においては、優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした産学官共同研究等を実施し、産学官の網の目のようなネットワークの構築により、イノベーションを持続的に創出するクラスターの形成を図ることとしており、平成32年度までに、厚みのある研究機関・企業の集積を実現し、国際市場

への展開を含め、経済効果 9,000 億円、雇用創出 5.6 万人の実現を目指している。

エ. 産業構造ビジョン 2010

平成22年6月に経済産業省が発表した「産業構造ビジョン2010」では、地域が主体的に考えながら、各地域が有する多様な強み・特色や潜在力を積極的に活用することで地域経済を発展させるプロセスを5つのモデル（①国際競争力拠点化モデル、②地域産業集積高度化モデル、③新地域基幹産業育成モデル、④観光交流発展化モデル、⑤地域生活課題解決モデル）に類型し、これらのモデルを参考に基礎自治体や都道府県を越えた地域間連携、国と地域の共創・協働による地域経済の再生・活性化のための環境整備を行うことの重要性を提起しており、クラスターの類型化とモデルへの位置づけ及び共通基盤の必要性について言及している。

地域経済を発展させる 5 つのモデル（経済産業省 HP より抜粋）

① 国際競争力拠点化モデル

【コンセプト】

- ・ 世界に通用する強みを最大限生かし、国内外から投資・人材を引き寄せる
- ・ 選択と集中により、国際競争に打ち克つ拠点を形成。アジア等の海外の活力も取り込む

【施策の方向性】

- ・ 国際的にもポテンシャルの高い地域・取組を厳選し、政策資源を集中投下
- ・ 省庁のタテ割りを排し、世界を意識して、国と自治体の多面的な支援を結集

② 地域産業集積高度化モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の強みを産学官の様々な主体が連携して最大限に活用
- ・ 地域内のつながり力とともに、集積間のつながり力も強化し、集積機能を高度化、新事業を創出

【施策の方向性】

- ・ 集積を促す事業環境の整備
- ・ 産学官等ネットワークの域内外での深化・拡大

③ 新地域基幹産業育成モデル

【コンセプト】

- ・ キラリと光る地域の資源、潜在力を活かし、域外所得を獲得できる新たな「基幹産業」を育成

【施策の方向性】

- ・ 経営資源の連携・融合の強化

- ・ 海外需要の開拓に向けた支援の強化
- ・ 地域産業プロデュース人材の発掘とネットワーク化

④ 観光交流発展化モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の持つ有形無形の観光資源を活かし、観光・集客交流を活性化
- ・ 地域への愛着や誇りの醸成、地域ブランドの確立

【施策の方向性】

- ・ 観光資源の魅力向上に向けた多様な主体間連携の強化
- ・ 地域産業プロデュース人材の発掘とネットワーク化
- ・ 海外も視野に入れたマーケティング・集客力向上

⑤ 地域生活課題解決モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の多様な主体の参画により、地域の活力とともに、地域住民の安心や住みやすさを向上
- ・ 商業施設や公共施設、オフィス、住宅などの都市機能を集約することにより、各地域に合ったまちづくりを推進

【施策の方向性】

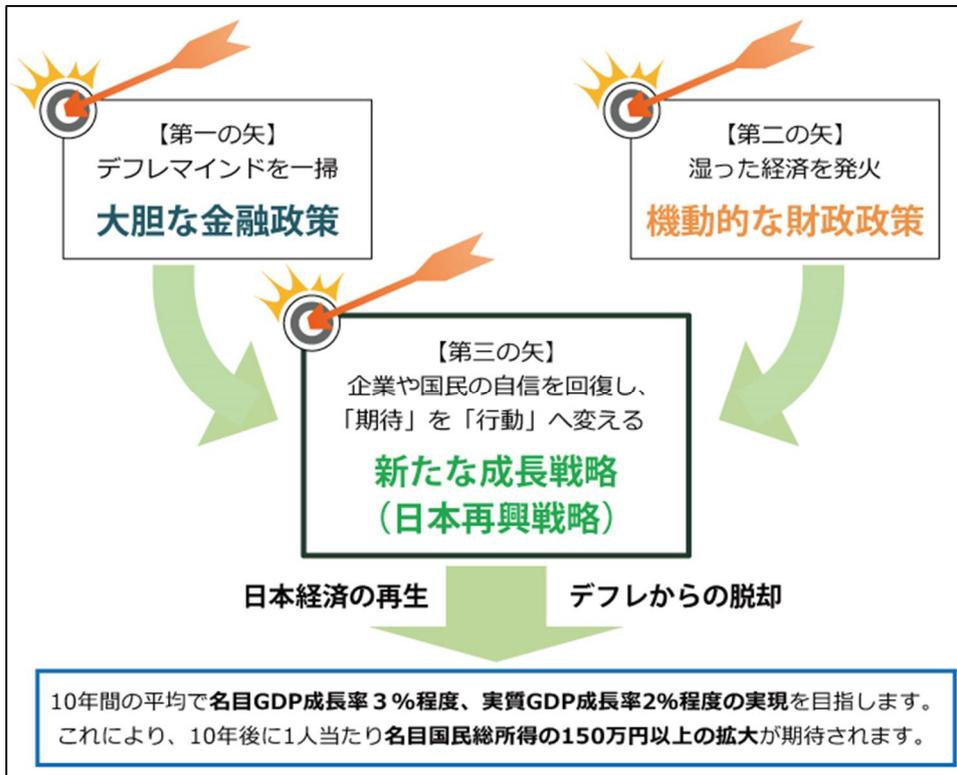
- ・ 地域ニーズへの対応やコンパクトなまちづくりの取組の強化
- ・ 買い物弱者対策（官民連携ガイドラインの策定）
- ・ 医療・介護・高齢者生活支援関連分野の産業化
- ・ ソーシャルビジネスの事業基盤強化

オ. 安倍政権による経済政策

(A) 日本再興戦略

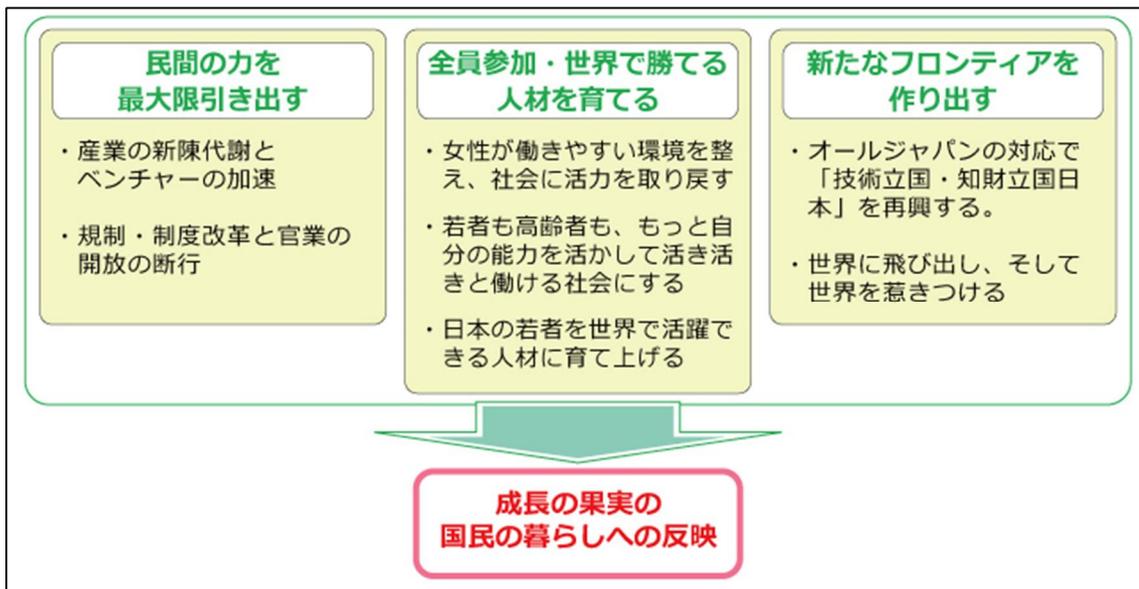
平成 24 年に安倍政権が発足後、経済政策として「アベノミクス」が提唱され、日本経済の再生に向け、①「大胆な金融政策」、②「機動的な財政政策」、③「民間投資を喚起する成長戦略」という 3 つの政策が「3 本の矢」として同時展開されている。第 3 の矢のひとつである成長戦略は、平成 25 年 6 月に「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」として閣議決定されたものであり、第 1 の矢「大胆な金融政策」、第 2 の矢「機動的な財政政策」を受け、企業や国民の自信を回復し、「期待」を「行動」へ変えるべく、基本的な考え方を「成長への道筋」として整理している。

図表 I - 1 (2) ③ アベノミクスの3本の矢



(出典：首相官邸 HP より抜粋)

図表 I - 1 (2) ④ 成長への道筋



(出典：首相官邸 HP より抜粋)

「日本再興戦略」においては、成長実現に向けた具体的な取り組みとして、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランを掲げている（図表 I - 1（2）⑤参照）。「日本産業再興プラン」の実行により産業基盤を強化し、その力を基に、「戦略市場創造プラン」の実行により、課題をバネに新たな市場を創造するとともに、「国際展開戦略」の実行により、拡大する国際市場の獲得を目指すものである。

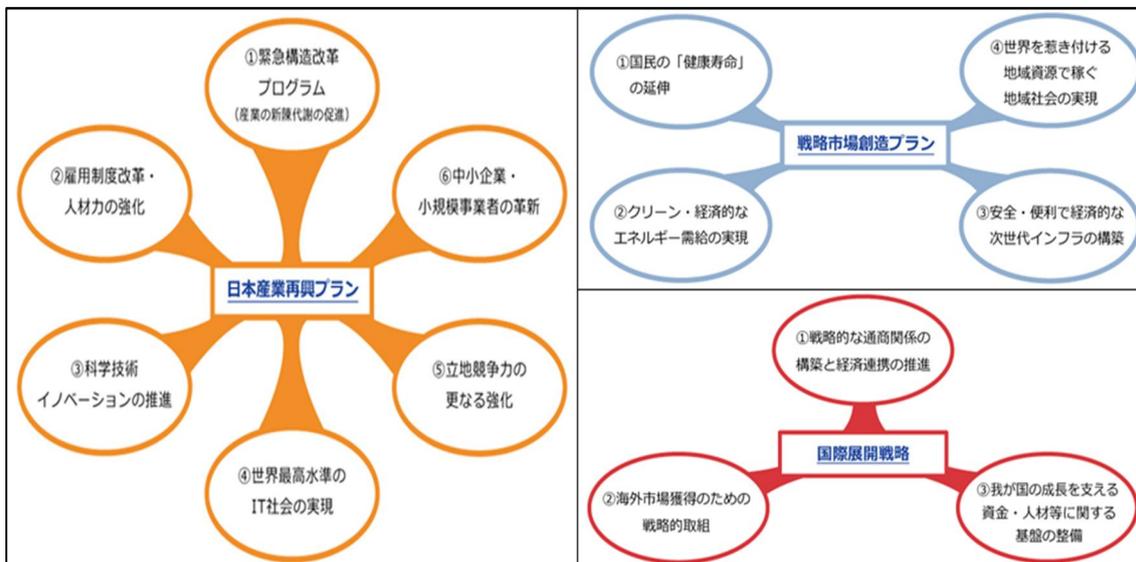
「日本産業再興プラン」は、この失われた20年間で生じたヒト、モノ、カネの構造的な「澱み」を解決するため、直ちに取り組むべき必達目標である。「戦略市場創造プラン」は、課題先進国としての現状を攻めの姿勢で捉え、社会課題を世界に先駆けて解決することで新たな成長分野を切り開こうとする、未来を睨んだ中長期戦略である。「国際展開戦略」は、日本経済のグローバル依存度の高まりを攻めの姿勢で捉え、競争と変化が著しいグローバル経済の中で、積極的・戦略的に勝ちに行くための、官民一体の取組指針である。「日本再興戦略」の3つのアクションプランの詳細は、図表 I - 1（2）⑥の通りである。

図表 I - 1（2）⑤ 「日本再興戦略」の3つのアクションプラン



（出典：首相官邸 HP より抜粋）

図表 I - 1 (2) ⑥ 3つのアクションプランの詳細



(出典：首相官邸 HP より抜粋)

(B) 成長戦略の当面の実行方針

第3の矢である「日本再興戦略」の実行を加速、強化するため、平成25年10月に日本経済再生本部で「成長戦略の当面の実行方針」が決定された。このうち、地域の産業振興と関連が深いものを紹介する。

(首相官邸 HP より抜粋)

地域ごとの成長戦略の推進と中小企業・小規模事業者の革新

日本再興戦略を実行し、その効果を地域経済や中小企業・小規模事業者にも及ぼすことにより、我が国全体としての経済再生を図っていくため、国・地方一体となった体制を構築するとともに、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取組を進める。

○地域ごとの成長戦略の推進

・全国各地の地域の生の声を日本再興戦略の実行に反映させていくための国と地方が一体となった体制を構築すべく、各地域ごとに「地方産業競争力協議会」を平成25年10月を目処に順次設置すること等により、産・学・官・金をはじめ地域の総力を挙げた取組を進める。

○地域での創業等の促進

・地域における創業を促進し、中小企業・小規模事業者の再生支援の強化を図るため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携した支援体制を構築する取組等を支援する（産業競争力強化法案関連）。

○小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備

・ものづくりをはじめとした我が国産業の基盤である小規模事業者に対する効果的な支援を実施するため、次期通常国会に小規模事業者の振興のための基本法案を提出する。

(C) 成長戦略進化のための今後の検討方針

「日本再興戦略」、「成長戦略の当面の実行方針」に続いて、平成26年1月には、産業競争力会議にて、「成長戦略進化のための今後の検討方針」が取りまとめられた。このうち、地域の産業振興と関連が深いものを紹介する。

(首相官邸 HP より抜粋)

地方版成長戦略の推進

成長戦略の実行の効果を地域経済や中小企業・小規模事業者に浸透させていくことにより、我が国全体としての経済再生を図っていく。このため、地方産業競争力協議会において国・地方・民間事業者等が一体となって策定する地方版成長戦略を踏まえ、新たな産業クラスター形成支援や中小企業・小規模事業者支援など、関係省庁の地域関連の政策資源をメリハリを付けて投入して政策効果を高めることを検討する。また、地域が自らの創意を活かして行う自主的な活動を支援するため、各地域の戦略産業を伸ばすために必要な制度改正等のニーズを抽出し、各種施策の在り方について各省横断的な検討を進める。

中小企業・小規模事業者の活性化

地域経済を支え、世界に誇る産業基盤である全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の活性化を図る。このため、地域の面的広がりを持った裾野の広い中小企業・小規模事業者政策を、関係府省の施策を糾合するとともに、地方自治体や支援機関も協力して総力を挙げて進めるべく、その在り方について検討を行う。具体的には、地域の資源や地域の資金などの様々な地域リソースを活用し、中小企業・小規模事業者の連携推進、産・学・金・官などの多様な事業主体の取り込み等を通じた事業化に向けた体制整備、地域コミュニティの基盤である商店街活性化、サービス産業の生産性向上等を図る。また、47都道府県に設置する「よろず支援拠点」を中核として、地域における支援体制を抜本的に強化する。さらに、地域における起業の促進、事業承継、事業再生及び廃業の円滑化や成長分野への進出促進等により中小企業・小規模事業者の新陳代謝を活発化させる。

(D) まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に正面から取り組むため、平成26年9月に設置された。この目的の下、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」とする。）を、平成26年12月に閣議決定した。「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方法を提示することを目的としている。以下、まち・ひと・しごと創生本部HPより引用する。

人口問題に対する基本的認識

- ・人口減少の到来。
- ・人口減少は社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏への人口の集中。

目指すべき将来の方向— 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- ・若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- ・人口減少に歯止めがかかると50年後に1億人程度の人口が確保される。
- ・さらに人口構造が「若返る時期」を迎える。
- ・「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5%~2%程度が維持される。

地方創生が目指す方向

- ・自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- ・外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- ・地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る、
- ・東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

(E) まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度から実施）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015年を初年度とする今後5か年の政策目標や政策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめたものである。以下、まち・ひと・しごと創生本部HPより引用する。

政策の基本目標

<基本目標①>地方における安定した雇用を創出する

2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②>地方への新しい人の流れをつくる

2020年に東京圏化から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③>若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④>時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

政策パッケージ（地域の産業振興と特に関連の深い<基本目標①>に関するものを抜粋）

(a) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

(b) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(c) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- ◎分散型エネルギーの推進

(d) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

- (e) ICT等の利活用による地域の活性化
 - ◎ICTの利活用による地域の活性化
 - ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(3) 国の取り組み（主な施策）

国は、産業振興に対して様々な施策を講じている。(3) では、最近取り組まれた国の産業振興に関する主な施策について紹介する。

① 中小企業政策

①では、中小企業庁 HP を参考に、平成 26 年度において講じられた中小企業施策を紹介する。

～～～地域資源の活用～～～

ア. JAPAN ブランド育成支援事業

■施策の目的

複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図る。

■施策の内容

- ・戦略策定段階への支援<定額補助：200万円を上限>

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施する。

- ・ブランド確立段階への支援<2/3補助：2,000万円を上限>

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援（単年度毎に申請・審査）を実施する。

- ・事業プロデュース支援<定額補助>

日本の生活文化の特色を活かした魅力ある商材を有する中小企業とプロデューサーがチームを組んで、その商材の海外需要獲得に向けて「市場調査、商材改良、PR・流通」まで一貫してプロデュースする取組を支援する。

■施策の実績（平成 26 年度）：78 件のプロジェクト支援を実施。

<実施プロジェクト例>

「甲州ワイン」の EU 輸出プロジェクト

- ・世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲

州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取り組み。

・経済産業局が、平成21～23年の3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

イ. ふるさと名物応援事業

■施策の目的

地域資源を活用した「ふるさと名物」などの開発・販路開拓等に対する取り組みやブランド力を高めるための取り組みを支援する。

■施策の内容

- ・小売事業者・ネット事業者等が行う、「ふるさと名物」などに関する消費者嗜好の把握や、特徴を活かした販路開拓等の取組の費用を最大1,000万円補助する。
- ・中小企業グループによる地域資源を活用した「ふるさと名物」などのブランド化のための取組や、地域を巻き込んだ着地型観光の取組などの費用を最大2,000万円補助（補助率2/3）する。

<実施プロジェクト例>

甲州ワインを中心としたブランド化の取組と着地型観光の取組

自治体やワイン事業者がそれぞれ「甲州ワイン」のブランド化に取組み、さらにワインそのものだけでなく、ワインの背景となる地域文化を全身で味わう「ワインツーリズム」等の観光商品への展開を進めている。

～～～商店街・中心市街地の活性化～～～

ウ. 中心市街地活性化事業（中心市街地再興戦略）

■施策の目的

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費税率引き上げにより深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図る。

■施策の内容

地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行った。具体的には、中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等の整備及び高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査に対し、支援を行った。

エ. 地域商業自立促進事業

■施策の目的

商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する。

■施策の内容

地域経済循環の促進に資する、インキュベーション施設の整備や店舗誘致等の地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組やコミュニティスペース等の地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組に対して支援を行った。

～～～その他の地域活性化～～～

オ. 地域の企業立地の促進

■施策の目的及び内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、施設等整備にかかる経費の一部補助や、工場立地法の特例措置、株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施した。

カ. 企業活力強化資金

■施策の目的及び内容

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため、日本公庫が必要な資金の貸付を行った。

■平成 26 年度（平成 27 年 2 月末時点）の貸付実績：14,406 件、1,422 億円。

キ. 中小企業・小規模事業者人材対策事業

■施策の目的及び内容

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・

シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援する予算を措置した。また、「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を図った。加えて、カイゼン活動指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を図った。

ク. 戦略産業雇用創造プロジェクト

■施策の目的及び内容

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

■平成 26 年度「戦略産業雇用創造プロジェクト」採択地域

青森県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県
＜山梨県：機械電子産業を核とした山梨ものづくり雇用創造プロジェクト＞

「山梨県産業振興ビジョン」に提示した今後成長が見込まれる11の産業領域のうち、安定的で良質な雇用を創造する「クリーンエネルギー関連産業」、「スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業」、「生産機器システム産業」、「医療機器・介護機器・生活支援ロボット製造産業」の領域で雇用の創造に取り組む。

- ・実施地域：山梨県全域
- ・指定主要業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業、生産用機械器具製造業等
- ・雇用創出者数：513人（28年度までの累計）

～～～起業・創業支援～～～

ケ. 創業・第二創業促進補助金

■施策の目的及び内容

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等（第二創業の場合、廃業コストを含む）に要する費用の一部の支援を行うこととした。また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に要する費用の一部を支援する予算を措置した。（補助上限額：200万、補助率：2/3以内）

コ. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

■施策の目的及び内容

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の 1/2 以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。

■施策の実績（平成 26 年 3 月末現在）

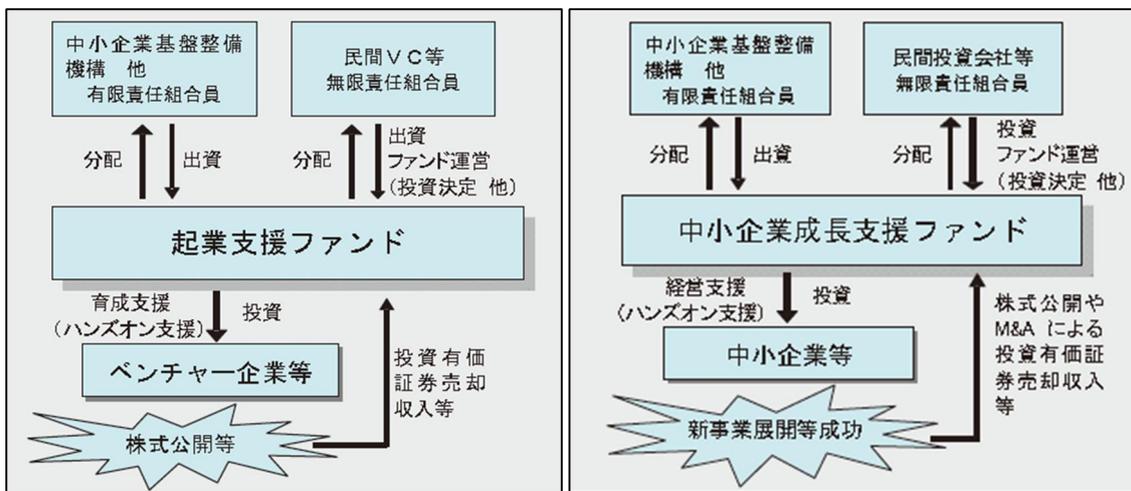
①起業支援ファンド

累積出資先ファンド数 90 件、出資約束総額 1,452 億円、累積投資先企業数 2,327 社。

② 小企業成長支援ファンド

累積出資先ファンド数 65 件、出資約束総額 3,329 億円、累積投資先企業数 644 社。

図表 I - 1 （3）① 起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンドのイメージ



（出典：中小企業庁 HP より抜粋）

～～～技術力の強化～～～

サ. ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

■施策の内容及び実績

中小企業・小規模事業者が大学、公設試験研究機関等の研究機関と連携して

行う、特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の 11 技術）の高度化に資する、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援した。平成 26 年度においては、150 件の認定計画に従って行われる取組を採択した。また、技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究を支援した。平成 26 年度においては、シーズ発掘事業を 1 件、橋渡し研究事業を 11 件採択した。

シ. ものづくり・商業・サービス革新事業

■施策の内容及び実績

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関（地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関）と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する予算を措置した。（補助率：1,000 万円を上限に 2/3 を補助。）

～～～資金繰り支援・事業再生支援～～～

ス. セーフティネット貸付

■施策の内容及び実績

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7 億 2,000 万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800 万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成 26 年度補正予算では原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来す中小企業・小規模事業者を支援するため利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行った。平成 26 年度の貸付実績は、146,603 件、3.1 兆円となった（平成 27 年 2 月末時点）。

セ. 資本性劣後ローンの推進

■施策の内容及び実績

資本性劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本性資金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間から

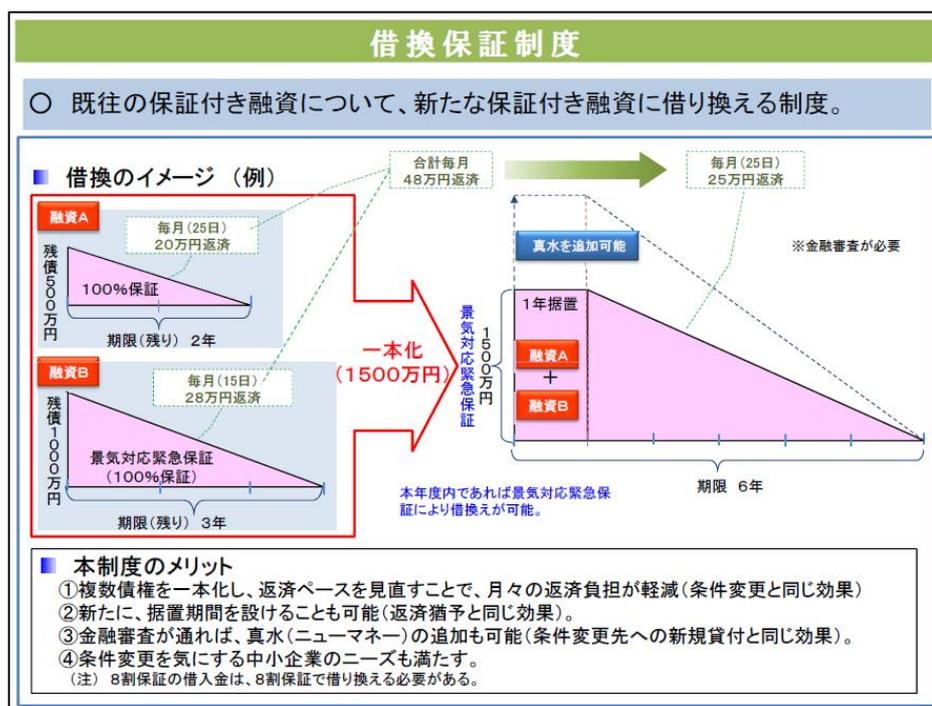
の協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成26年度補正予算において、日本公庫で事業承継や海外展開を行う場合にも新たに貸付対象とする等の拡充を行った。平成26年度の貸付実績は、845件、530億円となった（平成27年2月末時点）。

ソ. 借換保証の推進

■ 施策の内容及び実績

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。平成26年度（平成27年2月末まで）の保証承諾実績は、148,824件、2.7兆円となった。

図表 I - 1 (3) ② 借換保証制度のイメージ



(出典：中小企業庁 HP より抜粋)

～～～中小農林水産関連企業対策～～～

タ. 6次産業化の推進

■ 施策の内容

○6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援した。

○6 次産業化支援事業

農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物等の高付加価値化等に必要な機械・施設の整備等の取組を支援した。

○農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

○知的財産の総合的活用の推進

知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援した。

○農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

チ. 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

■施策の内容及び実績

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進する。平成26年度より新たに、産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種の開発を支援した。

～～～経営支援体制の強化～～～

ツ. 小規模事業者支援パッケージ事業

■施策の内容

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用を補助する「小規模事業者持続化補助金」により支援を行う他、地域資源等を活用

した商品の物産展やアンテナショップ等を通じた販路開拓支援の実施等、小規模事業者の持続的な経営を支援する予算を措置した。

② 立地政策

②では、経済産業省 HP の平成 25 年度「経済産業省年報」(第 2 部第 1 章第 2 節 地域経済産業グループ) を参考に、近年講じた立地政策を紹介する。

～～～産業集積の形成促進～～～

ア. 地域企業立地促進等委託事業

企業立地情報・手続等に関するワンストップサービス窓口の設置を行う。2013 年度事業の相談件数は、1,479 件であった。また、主に企業や自治体等を対象に、企業立地に関する相談への対応や助言を行い、企業の円滑な国内立地促進、国内空洞化防止等の支援を行った。

イ. 成長産業・企業立地促進等事業費補助金

人材養成活動の支援、ネットワーク構築の支援を行う。2013 年度は、50 件の取組に対して補助を実施した。

ウ. 成長産業・地域企業立地促進等施設整備補助金、電源地域産業関連施設等整備費補助金

貸工場・貸事業場、試作機器等の整備事業に対する支援を行う。2013 年度は、12 件(成長産業・地域企業立地促進等整備費補助金 7 件、電源地域産業関連施設等整備費補助金 5 件)の取組に対して補助を実施した。

エ. 地域新産業戦略推進事業

地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野(次世代航空機、次世代自動車、環境、クリエイティブ等)を選定し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援した。

オ. 地域イノベーションの促進

2012年度補正予算において「地域新産業創出基盤強化事業」を措置し、地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する試験研究機関に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備した。

また、2013年度補正予算において「地域オープンイノベーション促進事業」を措置し、地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する試験研究機関に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備するための委託事業の契約を行った。

カ. ビジネス・インキュベータ（新事業支援施設）

1999年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）の量的拡大に取り組んだ結果、公的機関によるビジネス・インキュベータは全国で約450施設（2011年3月末 経済産業省調べ）が整備されている。

③ 産学官連携の動き

③では、経済産業省 HP の平成 25 年度「経済産業省年報」（第 2 部第 1 章第 5 節 産業技術環境局）を参考に、近年の産学官連携の動きを紹介する。

ア. 産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業

我が国の経済成長の源泉であるイノベーションを継続的に生み出すため、2012年度までに文部科学省と共同で行った産学連携機能評価に関する調査の結果を活用し、産学連携拠点構築に取り組む大学・企業等において、産業界の意見を反映しつつ、各拠点の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証及び検証を行った。

イ. 産学連携イノベーション促進事業

産学の英知の結集による効率的なイノベーションの創出による被災地復興を目的として、事業化に向けた産学連携活動が円滑かつ持続的に実施される枠

組みを構築し、本格的なオープン・イノベーション環境の整備を促進する事業を実施した。2012年度に、7件の事業を採択し、大学・公的研究機関等と企業等による特定の研究領域・分野における産学コンソーシアムの立ち上げに対する支援を行った。2013年度は、前年度に構築した産学コンソーシアムの事業計画等（事業化を見据えた研究テーマ設定段階からの産学連携活動、産学一体での実践的な人材育成、産学コンソーシアム活動のための研究開発設備整備、実用化・実証研究）の実施に対する支援を行った。

ウ. 地域中小企業イノベーション創出補助事業

産学官の技術や資源を適切に組み合わせた産学官連携体制の構築を通じて、地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出に資することを目的として、企業と大学等が共同で実施する実証研究に対して補助を行った。2013年度は、12件の事業を採択し、大学等が有する技術やノウハウ等を活用し、企業単独では解決できない技術課題の解決に取り組む事業や、大学が有する技術シーズの事業化を目指して、企業との共同研究に取り組む事業に対して支援を行った。

エ. 中長期研究人材交流システム構築事業

理系の人材育成は、特定の専門分野に特化される傾向にあり、社会的な実践能力を身に付ける機会が極めて少ない。中長期研究インターンシップは、高度な専門性のみならず、目的の明確化・プロジェクト管理等の社会的な実践能力を身に付ける上で有効である。このような背景から、2012年度に中長期研究インターンシップ検討会において検討した内容を踏まえ、2013年度は事業の運営母体となる一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会を設立し、中長期研究インターンシップ普及促進のための環境整備に着手した。

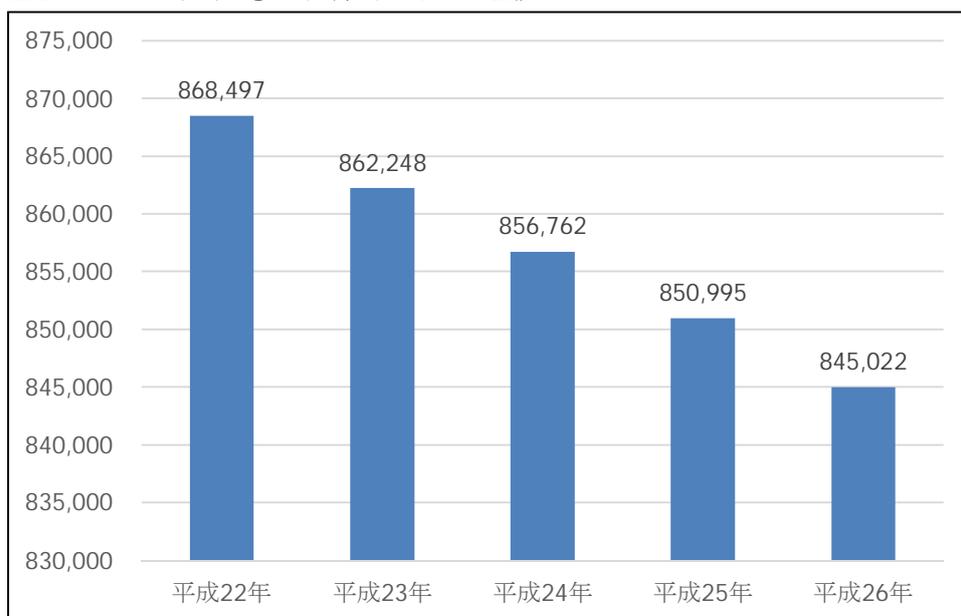
2. 山梨県の状況

(1) 山梨県の人口動向

山梨県の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 863,075 人（国勢調査結果）であり、その 5 年前の平成 17 年 10 月 1 日と比較して 2.4%減少している。同時期、全国では 0.2%の増加となっていることから、山梨県は全国平均より早く人口減少が生じていることになる（総務省「地方財政の状況」平成 27 年 3 月）。

山梨県の人口推移をさらに長期的に見ると、人口は平成 12 年をピークに減少を続け、「山梨県常住人口調査」によれば平成 26 年には 840,139 人、人口増加率は-0.7%となっている（「統計からみたやまなし」平成 26 年）。直近 5 年間の人口の推移（各年 1 月 1 日現在）は、図表Ⅲ-I（1）①のとおりである。

図表Ⅲ-I（1）① 山梨県の人口推移



（データ：平成 22 年は国勢調査確定数。平成 23 年以降は移動を加除した数値。）
（各年 1 月 1 日現在）

人口減少と同時に少子高齢化も進み、平成 25 年には 65 歳以上の老年人口が全体の 26.5%を占めている一方、14 歳以下の年少人口は 12.7%である（「統計からみたやまなし」平成 26 年）。全国の老年人口割合は平成 25 年で 25.1%であり、山梨県はこれを 0.6 ポイント上回っている。

少子高齢化、人口減少はほとんどの自治体が直面している課題であるが、このままの状況が続けば、将来消滅可能性のある自治体も出てくるものと危惧されている。日本創

成会議が平成 26 年 5 月 8 日に発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」によれば、人口再生産力に着目し、再生産力を示す指標である 20～39 歳の女性人口に基づき推計した場合、2010 年から 2040 年までの間に「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少する自治体数は 896 自治体、全体の 49.8%にもものぼるとされている（人口移動が収束しない場合）。同推計では、山梨県でも人口移動が収束しなかった場合、県内の約 60%の市町村で「20～39 歳の女性人口」が 2010 年の 5 割以下になると指摘されている。「20～39 歳の女性人口」が 2010 年の 5 割以下になると、出生率が上昇しても人口維持は困難であるとされており、県内への人口流入が増加しない限り、県民人口は減少し続けることが予測される。

図表 I - 2 (1) ② 都道府県別人口の状況

第2表 団体種類別人口の推移(つづき)						
その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況						
区 分	平成12年 10月1日	平成17年 10月1日 (A)	平成22年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平成26年1月1日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	△ 121,318	△ 2.2	5,463,045
青森県	1,475,728	1,436,657	1,373,339	△ 63,318	△ 4.4	1,367,858
岩手県	1,416,180	1,385,041	1,330,147	△ 54,894	△ 4.0	1,311,367
宮城県	2,365,320	2,360,218	2,348,165	△ 12,053	△ 0.5	2,329,439
秋田県	1,189,279	1,145,501	1,085,997	△ 59,504	△ 5.2	1,070,226
山形県	1,244,147	1,216,181	1,168,924	△ 47,257	△ 3.9	1,151,318
福島県	2,126,935	2,091,319	2,029,064	△ 62,255	△ 3.0	1,976,096
茨城県	2,985,676	2,975,167	2,969,770	△ 5,397	△ 0.2	2,993,638
栃木県	2,004,817	2,016,631	2,007,683	△ 8,948	△ 0.4	2,010,272
群馬県	2,024,852	2,024,135	2,008,068	△ 16,067	△ 0.8	2,019,687
埼玉県	6,938,006	7,054,243	7,194,556	140,313	2.0	7,288,848
千葉県	5,926,285	6,056,462	6,216,289	159,827	2.6	6,247,860
東京都	12,064,101	12,576,601	13,159,388	582,787	4.6	13,202,037
神奈川県	8,489,974	8,791,597	9,048,331	256,734	2.9	9,100,606
新潟県	2,475,733	2,431,459	2,374,450	△ 57,009	△ 2.3	2,354,872
富山県	1,120,851	1,111,729	1,093,247	△ 18,482	△ 1.7	1,091,612
石川県	1,180,977	1,174,026	1,169,788	△ 4,238	△ 0.4	1,163,380
福井県	828,944	821,592	806,314	△ 15,278	△ 1.9	808,229
山梨県	888,172	884,515	863,075	△ 21,440	△ 2.4	861,615
長野県	2,215,168	2,196,114	2,152,449	△ 43,665	△ 2.0	2,160,814
岐阜県	2,107,700	2,107,226	2,080,773	△ 26,453	△ 1.3	2,098,176
静岡県	3,767,393	3,792,377	3,765,007	△ 27,370	△ 0.7	3,803,481
愛知県	7,043,300	7,254,704	7,410,719	156,015	2.2	7,478,606
三重県	1,857,339	1,866,963	1,854,724	△ 12,239	△ 0.7	1,868,860
滋賀県	1,342,832	1,380,361	1,410,777	30,416	2.2	1,421,779
京都府	2,644,391	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	△ 0.4	2,585,904
大阪府	8,805,081	8,817,166	8,865,245	48,079	0.5	8,878,694
兵庫県	5,550,574	5,590,601	5,588,133	△ 2,468	△ 0.0	5,655,361
奈良県	1,442,795	1,421,310	1,400,728	△ 20,582	△ 1.4	1,403,034
和歌山県	1,069,912	1,035,969	1,002,198	△ 33,771	△ 3.3	1,012,236
鳥取県	613,289	607,012	588,667	△ 18,345	△ 3.0	587,067
島根県	761,503	742,223	717,397	△ 24,826	△ 3.3	711,364
岡山県	1,950,828	1,957,264	1,945,276	△ 11,988	△ 0.6	1,945,208
広島県	2,878,915	2,876,642	2,860,750	△ 15,892	△ 0.6	2,876,300
山口県	1,527,964	1,492,606	1,451,338	△ 41,268	△ 2.8	1,443,146
徳島県	824,108	809,950	785,491	△ 24,459	△ 3.0	782,342
香川県	1,022,890	1,012,400	995,842	△ 16,558	△ 1.6	1,010,028
愛媛県	1,493,092	1,467,815	1,431,493	△ 36,322	△ 2.5	1,436,527
高知県	813,949	796,292	764,456	△ 31,836	△ 4.0	754,275
福岡県	5,015,699	5,049,908	5,071,968	22,060	0.4	5,118,813
佐賀県	876,654	866,369	849,788	△ 16,581	△ 1.9	852,285
長崎県	1,516,523	1,478,632	1,426,779	△ 51,853	△ 3.5	1,424,533
熊本県	1,859,344	1,842,233	1,817,426	△ 24,807	△ 1.3	1,825,686
大分県	1,221,140	1,209,571	1,196,529	△ 13,042	△ 1.1	1,197,854
宮崎県	1,170,007	1,153,042	1,135,233	△ 17,809	△ 1.5	1,142,486
鹿児島県	1,786,194	1,753,179	1,706,242	△ 46,937	△ 2.7	1,703,126
沖縄県	1,318,220	1,361,594	1,392,818	31,224	2.3	1,448,358
合 計	126,925,843	127,767,994	128,057,352	289,358	0.2	128,438,348

(注) 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。以下において同じ。

(出典：総務省「地方財政の状況」平成27年3月)

(2) 山梨県の産業振興に関連する状況

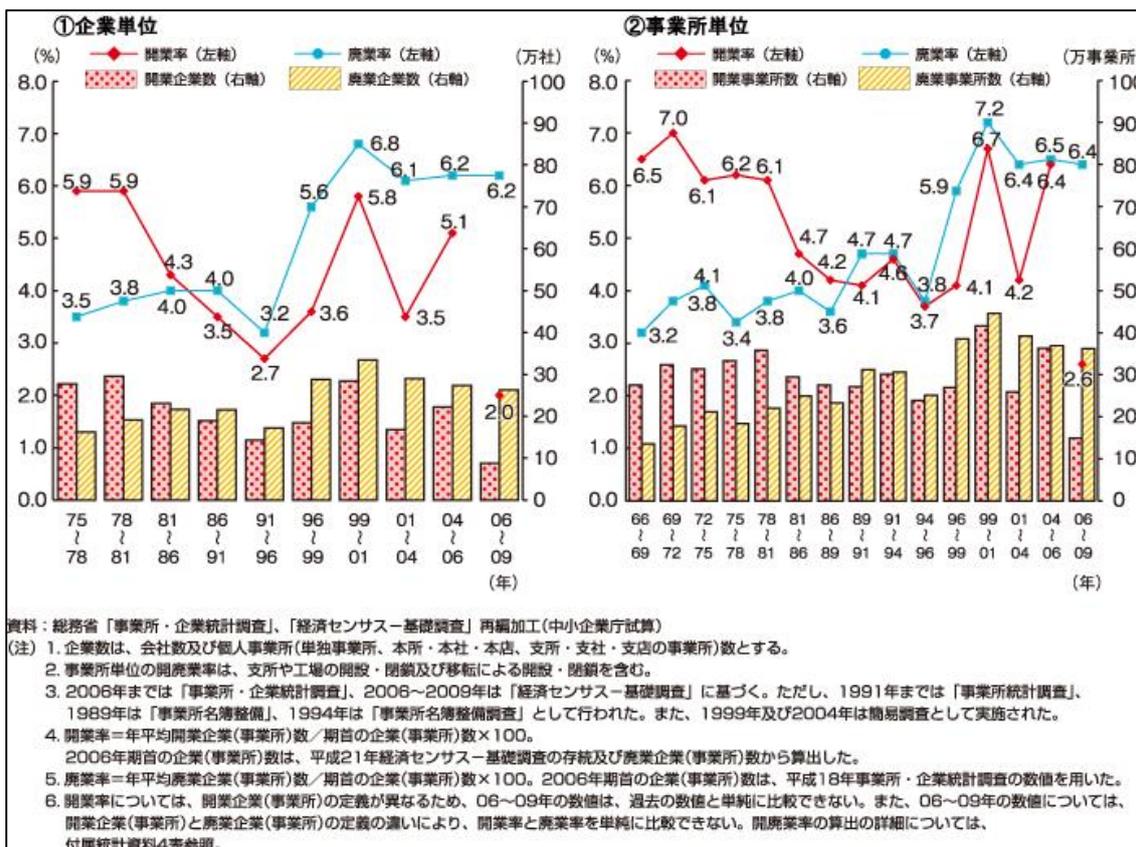
① 事業所数・企業数の推移と開廃業率

山梨県内に立地する民営事業所数および従業者数の推移を見ると、事業所数は昭和61年の54,878か所をピークに緩やかな減少をたどっている。従業者数は平成8年の381,061人をピークに、最近は増減を繰り返している。直近の平成26年調査では、事業所数は45,116ヶ所、従業者数は386,677人となっており、いずれも平成24年調査に比べて増加している（総務省「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は総務省・経済産業省「経済センサス」）。

山梨県内の開業率・廃業率の状況は、総務省「事業所・企業統計調査」によれば、開業率、廃業率ともに全国の数値を下回っている。増減の傾向は近似していることから、山梨県内では開業・廃業の状況は全国的な景気動向等に影響を受けるものの、やや活発さを欠く状況である。

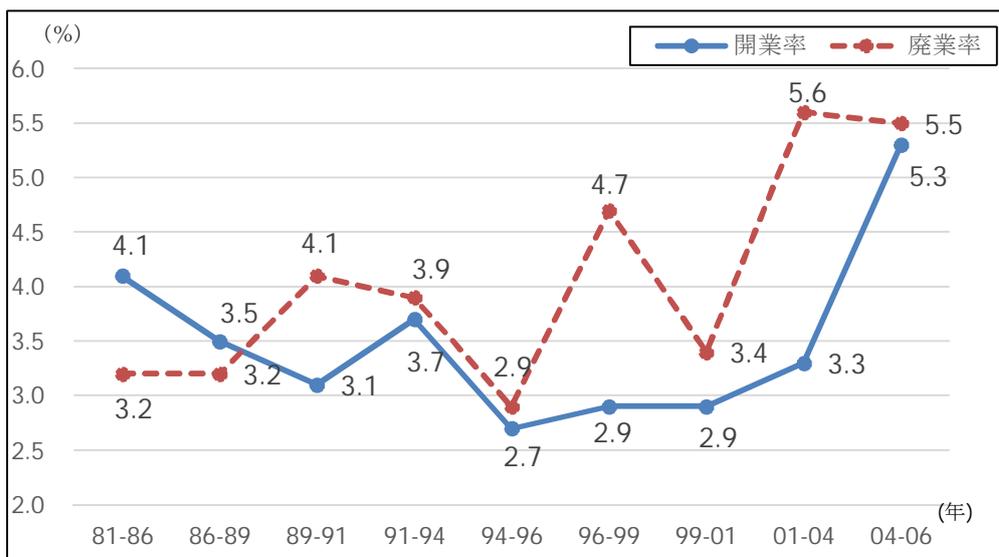
また、有雇用事業所の新規雇用保険適用および廃止で見ると、新規に開業した事業所は、平成23年、24年は全国より低めに推移していたものの、平成25年は開業率が増加し、全国の数値に迫っている。廃止事業所の割合は、平成23年、24年は全国の割合を上回っていたが、平成25年は下回っている（雇用保険事業年報）。

図表 I - 2 (2) ① 企業単位および事業所単位の開業率・廃業率 (全国)



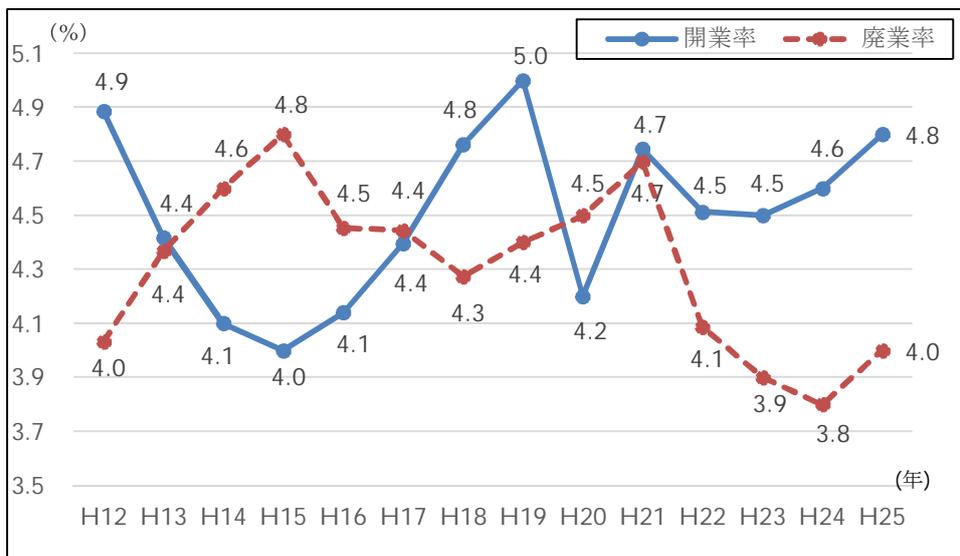
(出典：2011年版 中小企業白書 (中小企業庁))

図表 I - 2 (2) ② 山梨県の開業率・廃業率 (事業所単位)



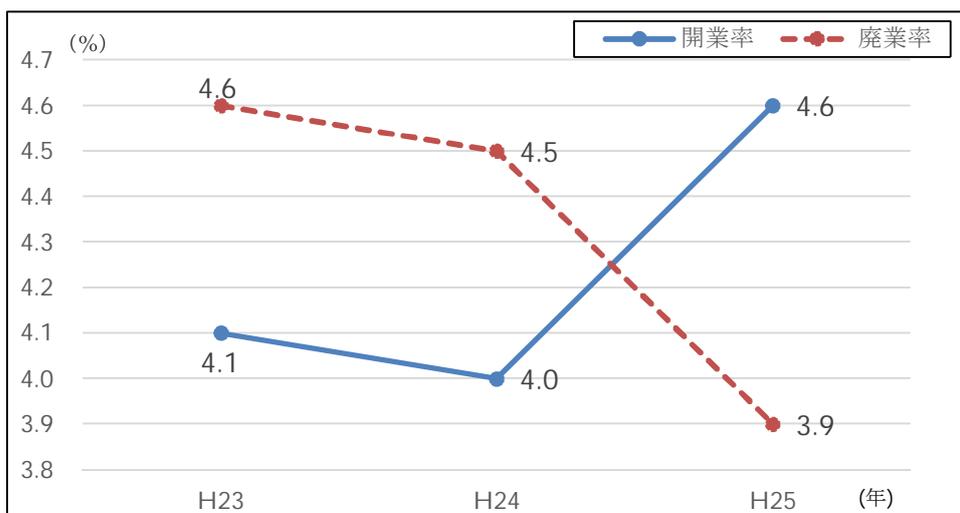
(資料：総務省「事業所・企業統計調査」各年版)

図表 I - 2 (2) ③ 有雇用事業所の開業率・廃業率 (全国)



(資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」(各年版))

図表 I - 2 (2) ④ 山梨県の有雇用事業所の開業率・廃業率



(資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」(各年版))

② 産業の動向

産業別の就業者数の構成比は、全国では第一次産業が 4.0%、第二次産業が 23.7%、第三次産業が 66.5%となっているが、山梨県はそれぞれ 7.4%、29.1%、63.5%となっており、第一次産業と第二次産業の就業者割合が全国より多くなっている(総務省「国勢調査」平成 22 年)。

製造業における産業別の製造品出荷額は、昭和 35 年には出荷額 409 億円のうち織

維・衣服が 32.0%、食料・飲料が 24.7%を占めていたが、平成 24 年には出荷額 20,143 億円のうち、電機・電子・情報機械が 33.0%と最も多く、次いで汎用・生産用・業務用機械が 23.8%、食料・飲料が 13.8%を占め、繊維は 1.5%に減少している（「統計からみたやまなし」平成 26 年）。

山梨県の産業の特徴を付加価値構成比で見ると、山梨県は製造業が 36%（全国 20%）、卸売業、小売業が 15%（全国 21%）、医療、福祉が 11%（全国 10%）、建設業が 7%（全国 6%）、金融業、保険業が 5%（全国 8%）（以上平成 23 年）となっており、製造業が主に付加価値を創出していることがわかる。同様に製造業の中でも電気機械器具製造業が 21%（全国 6%）、生産用機械器具製造業が 14%（全国 6%）、業務用機械器具製造業が 7%（全国 3%）（以上平成 24 年）にのぼっており、これらの業種が県内経済をけん引していることがわかる（経済産業省「地域経済分析（山梨県）」平成 27 年 3 月）。

③ 空き店舗率

製造業が域内経済をけん引している一方、小売業を中心とする商業は衰退している。全国的にみても昭和 60（1985）年から商店数は減少しており、昭和 57（1982）年に比べて平成 24 年は 40.0%の減少となっている。山梨県もほぼ同様の傾向を示しており、同時期に 40.7%の減少を示している（総務省「事業所・企業統計」、総務省・経済産業省「経済センサス」）。

また甲府市中心市街地の空き店舗率は、平成 21 年には 16.62%、平成 25 年には 18.15%と若干上昇したが、平成 26 年には 15.43%と再び減少している（「平成 26 年度甲府市空き店舗調査」）。中小企業庁「平成 24 年度商店街実態調査」によれば、全国の空き店舗率は 14.62%となっており、甲府市は空き店舗率がやや高い状況である。

(3) 山梨県の財政バランス

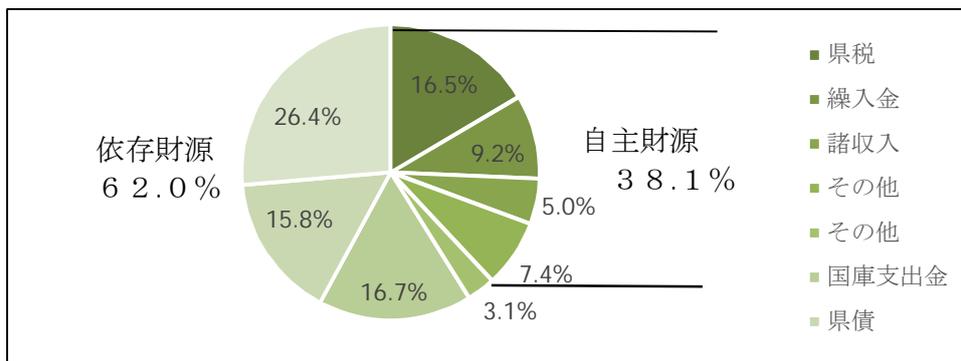
山梨県の平成 25 年度一般会計歳入決算の内訳をみると、歳入総額約 5,018 億円のうち自主財源は 38.1%にあたる約 1,913 億円である。自主財源の一つである県税（県民税、事業税、地方消費税等）は、歳入全体の 16.5%である。同様に平成 26 年度の一般会計歳入約 4,853 億円に占める自主財源は 41.2%、県税は 17.6%となっている。

総務省の「地方財政白書」によれば、地方税の歳入構成比の 47 都道府県平均（東京都含む）は 28.8%であり、それに対して山梨県は 16.3%である。また地方税の人口 1 人当たり額は、47 都道府県平均（東京都含む）で 109,483 円であるのに対し、山梨県は 94,519 円である。山梨県は自主財源および県税、地方税の比率が全国平均より低く、今後、企業数の減少や高齢人口比率の上昇、人口減少が一層進むと、さらに県税等の歳入額が減少することが危惧される。

日本中のほとんどの自治体で人口減少や高齢化に直面し、企業数や事業所数の減少という状況が生じている。山梨県も例外ではなく、今後有効な対策を講じなければ消滅可能性のある自治体も生じかねないと危惧される。人口減少を食い止めるには、自然増を期待することは困難であり、他地域からの人口流入による社会増を促進することが必要である。企業についても、事業所単位の開業率、廃業率は全国より低く、域内の企業活動の新陳代謝がやや不活発であり、事業所および企業数の減少が予測される。

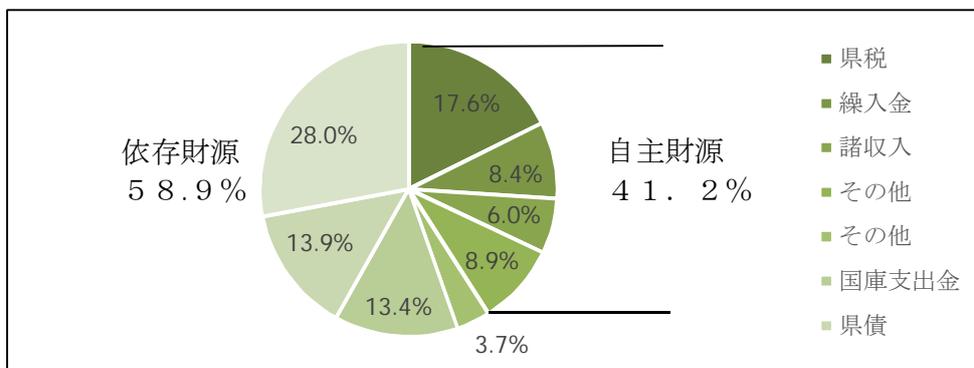
人口が増加したとしても高齢人口比率の上昇は不可避であり、このままでは税収が減る一方、社会保障費は増大し、県の財政状況は悪化する。このような状況を改善するためには、県税等の歳入額を増やすことが必須であり、税収を増やすための政策、特に有効な産業政策を講じることが不可欠となる。それと同時に、県外から来て山梨県で創業する人を誘致するなどして、県内産業の活性化と人口の社会増を同時に実現するような方向性で施策を講じるべきである。

図表 I - 2 (3) ① 山梨県平成 25 年度一般会計歳入決算の内訳



(出典：山梨県一般会計および特別会計歳入歳出決算について(平成 25 年度))

図表 I - 2 (3) ② 山梨県平成 26 年度一般会計歳入決算の内訳



(出典：山梨県一般会計および特別会計歳入歳出決算について(平成 26 年度))

図表 I - 2 (3) ③ 都道府県別の一般財源の状況

グループ	区 分	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
		人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比
A	該 当 な し	-	-	-	-	-	-
B1	愛 知 県	116,749	42.6	8,890	3.2	142,436	52.0
	神 奈 川 県	101,905	52.2	6,908	3.5	123,250	63.1
	千 葉 県	94,685	37.9	26,735	10.7	135,616	54.3
	埼 玉 県	87,514	41.0	25,849	12.1	127,741	59.9
	大 阪 府	101,621	33.6	32,037	10.6	150,719	49.8
	(平 均)	100,840	40.8	19,727	8.0	136,005	55.1
B2	静 岡 県	102,696	35.6	40,885	14.2	159,993	55.4
	茨 城 県	100,045	28.2	63,235	17.8	179,561	50.6
	兵 庫 県	90,492	25.6	54,012	15.3	159,841	45.3
	福 岡 県	87,233	28.3	54,754	17.8	157,853	51.2
	栃 木 県	103,823	28.4	64,005	17.5	184,849	50.5
	群 馬 県	95,798	26.5	65,513	18.1	178,189	49.3
	広 島 県	92,800	30.3	64,930	21.2	174,522	57.0
	三 重 県	102,212	28.5	73,019	20.3	191,930	53.5
	京 都 府	88,283	25.4	67,262	19.3	171,878	49.4
	滋 賀 県	95,362	27.5	79,789	23.0	191,779	55.3
	宮 城 県	98,314	13.9	112,433	15.8	227,103	32.0
	(平 均)	94,892	26.3	63,152	17.5	174,288	48.3
C	岐 阜 県	91,499	25.3	81,065	22.5	189,490	52.5
	岡 山 県	88,383	24.9	86,998	24.5	191,991	54.0
	長 野 県	88,748	23.4	101,279	26.7	207,382	54.7
	石 川 県	99,447	20.8	113,599	23.7	230,961	48.2
	福 島 県	96,339	9.9	133,076	13.7	247,118	25.4
	香 川 県	96,462	23.0	111,887	26.7	225,280	53.8
	富 山 県	98,671	20.0	120,346	24.4	237,207	48.1
	(平 均)	93,216	18.7	104,643	21.0	215,168	43.2
D	山 口 県	91,385	19.6	120,816	26.0	229,473	49.3
	新 潟 県	89,149	18.4	118,588	24.4	225,327	46.4
	奈 良 県	74,373	22.2	105,314	31.5	194,183	58.1
	愛 媛 県	81,857	19.1	117,536	27.5	216,360	50.6
	北 海 道	87,270	19.9	124,633	28.4	229,582	52.3
	山 梨 県	94,519	16.3	153,653	26.5	265,334	45.7
	福 井 県	107,270	18.9	161,793	28.5	287,260	50.6
	熊 本 県	73,064	16.7	118,667	27.1	207,710	47.4
	大 分 県	78,943	16.2	144,889	29.8	241,223	49.6
	山 形 県	79,464	15.5	157,289	30.6	254,915	49.6
	青 森 県	87,704	16.4	165,531	31.0	270,120	50.5
	佐 賀 県	83,266	16.1	169,969	32.8	269,998	52.1
	岩 手 県	83,755	9.6	205,896	23.6	307,589	35.2
	(平 均)	85,155	17.3	136,279	27.7	238,613	48.6
E	和 歌 山 県	76,413	13.2	161,616	27.9	254,522	44.0
	宮 崎 県	72,443	13.9	162,056	31.0	251,430	48.1
	鹿 児 島 県	71,047	14.9	159,056	33.4	246,980	51.8
	長 崎 県	67,579	14.0	153,316	31.7	236,896	48.9
	徳 島 県	88,790	13.9	192,492	30.2	298,484	46.8
	沖 縄 県	63,322	13.1	144,011	29.8	221,555	45.9
	秋 田 県	75,585	12.8	184,520	31.2	278,048	47.0
	鳥 取 県	77,292	12.9	235,120	39.1	330,642	55.0
	高 知 県	70,462	11.6	231,082	37.9	319,358	52.4
	島 根 県	78,480	10.4	258,786	34.4	356,428	47.4
	(平 均)	72,753	13.2	177,802	32.3	267,348	48.5
F	東 京 都	254,401 (171,138)	63.6 (54.0)	- -	- -	277,883 (194,621)	69.5 (61.5)
総 平 均	東京都を含む 東京都を含まず	109,483 92,880	28.8 24.6	68,896 76,789	18.1 20.3	195,419 185,971	51.4 49.2
グループ	A	B		C	D	E	
		B1	B2				
財政力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体	

(出典：総務省「地方財政白書」平成27年)

(4) 山梨県の施策展開

① チャレンジ山梨行動計画

チャレンジ山梨行動計画は、人口減少社会の到来や地球温暖化の進行、ICT 利活用社会の構築、社会・経済のグローバル化、安全・安心に対する意識の高まり、新たな高速交通時代の到来、分権型社会への転換、知識基盤社会の到来と科学技術の振興、財政再建と公共サービス改革の進展といった時代の潮流と山梨県の課題に基づき、山梨県の強みを活かし・高め、弱みを克服・打開し、「暮らしやすさ日本一の県づくり」を基本理念とする政策構想である。

平成 23 年度から平成 26 年度までの第二期チャレンジ山梨行動計画では、前述の基本理念を具体化する 7 つの基本目標（1 「元気産業創出」チャレンジ、2 「環境先進地域」チャレンジ、3 「ウェルカム、おもてなし」チャレンジ、4 「交いの国」チャレンジ、5 「生涯あんしん地域」チャレンジ、6 「未来を拓く人づくり」チャレンジ、7 「改革続行」チャレンジ）を掲げ、それぞれのチャレンジにおいて対象となる政策と「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けて取り組む数値目標が示されている。

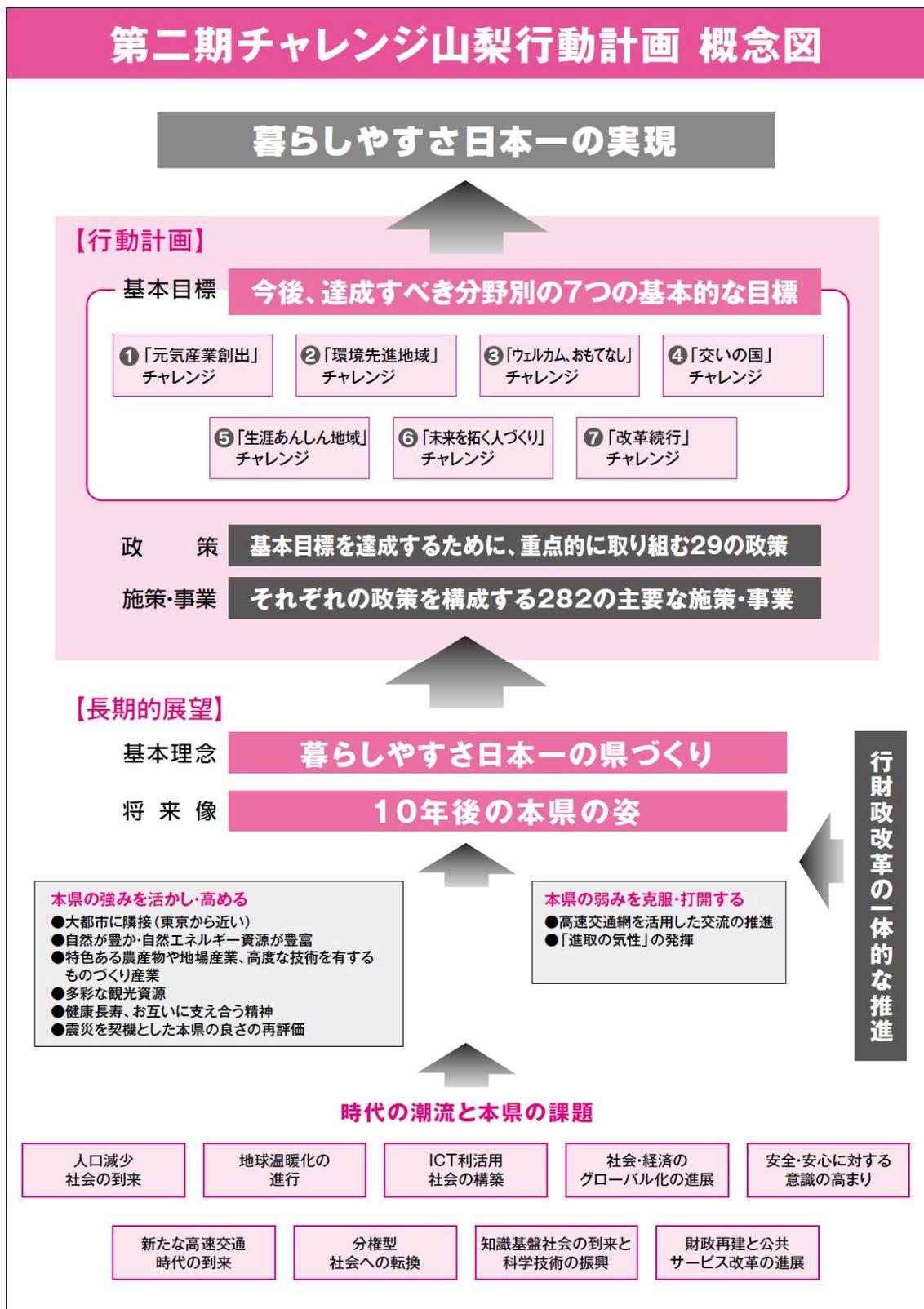
例えば「元気産業創出」チャレンジでは、「成長分野への参入と新産業の集積」政策における数値目標として、「成長分野に取り組む中小企業への支援件数」が数値目標となっている。

第二期チャレンジ山梨行動計画は、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」や、それに基づいて経済産業省が平成 22 年 6 月に発表した「産業構造ビジョン 2010」との関連が見て取れる。

具体的には、「新成長戦略」においては「Ⅰグリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」、「Ⅱライフ・イノベーションによる健康大国戦略」、「Ⅲアジア経済戦略」、「Ⅳ観光立国・地域活性化戦略」、「Ⅴ科学・技術・情報通信立国戦略」、「Ⅵ雇用・人材戦略」が柱となり、特に地域においては「地域資源の活用による地方都市の再生」や「農林水産分野の成長産業化」、さらに高齢者や若者、女性の就労促進を通じて「出番」と「居場所」のある国を実現するという政策が掲げられている。第二期チャレンジ山梨行動計画においても先端的エネルギー産業の育成や観光振興、人材活用が盛り込まれており、「新成長戦略」のコンセプトを取り込んでいる。

「産業構造ビジョン 2010」においても、各地域の強みや特色を生かした地域経済発展モデルが示されており、「地域産業集積高度化モデル」や「観光交流発展化モデル」が該当すると考えられる。

図表 I - 2 (4) ① 第二期チャレンジ山梨行動計画 概念図



(出典：山梨県 HP)

なお、成長分野については世界的な市場動向やイノベーションの変化をベースに、県内事業者や有識者、検討委員会での議論をふまえ、山梨県の地域特性や産業のポテンシャル、技術シーズに基づく成長性を評価し、今後成長が期待される5つの産業分野および産業分野ごとの11の産業領域を絞り込み、これらの産業の成長を実現するような事業者の経営革新を促進するという趣旨の山梨県産業振興ビジョンを平成23年3月に策定している。

5つの産業分野は、国内外の人々との多様な交流が生み出す産業分野、「やまなし」の地域資源を活用し、地域経済の好循環を生み出す産業分野、地域振興や地域福祉など地域課題の解決につながる商品・サービスを提供する産業分野、日本のものづくりを支える競争力の高い技術・技能を生かす産業分野、健康、保健・保養、介護など新たな需要が見込める産業分野である。

また、11の産業領域は、インバウンド観光、地域ブランド産業とこれを活用したニューツーリズム（地域ブランドツーリズム）、6次産業化を目指すやまなしモデル農業、森（川上）、里（川中）、街（川下）をつなぐ「森林・林業、木材産業」、ソーシャルビジネス（地域振興型および子育て支援型）、クリーンエネルギー関連産業、スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業、生産機器システム産業、医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業、ウェルネス・ツーリズム、安全・安心な食品産業である。

山梨県産業振興ビジョンは、安倍内閣が平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」を実現するための地域ごとの成長戦略に関連している。関東経済産業局が取りまとめた「関東地方産業競争力強化戦略」によれば、関東地方における戦略産業として①ヘルスケア産業、②先端ものづくり産業、③環境・エネルギー関連産業、④クリエイティブ産業、⑤農林水産・食品産業、⑥観光産業が挙げられている。さらにこうした成長産業の育成にあたっては、都県域を越えた戦略的産業集積（クラスター）ネットワークの形成やそれらを支える基盤の強化、成長産業支援にかかる国と自治体の連携が基本となっており、地域資源の活用においては海外市場展開を見据えた農商工連携等6次産業化や海外誘客プロモーション、地域資源の担い手となる人材確保・育成が掲げられている。

平成26年度の山梨県の産業政策の基本となる山梨県産業振興ビジョンは、このような国レベルの産業振興政策を参考に構築されているといえる。

図表 I - 2 (4) ② 成長が期待される分野の概要 (山梨県産業振興ビジョン)

成長が期待される分野の概要		
産業分野	概 要	産業領域
I. 国内外の人々との多様な交流が生み出す産業分野	本県のもつ優れた自然や歴史・文化、産業などを活用し、体験、学習、創造などの活動を通じた、国内外から訪れる多くの人々との交流により、観光、農林業、地場産業などに大きな波及効果をもたらす産業分野	1. インバウンド観光 2. 地域ブランド産業とこれを活用したニューツーリズム (地域ブランド・ツーリズム)
II. 「やまなし」の地域資源を活用し、地域経済の好循環を生み出す産業分野	生産、加工、販売、サービスまでを一体化した農業や、川上の林業から川下の住宅産業を連携させた林業・木材産業など、本県の強みである農業資源や森林資源をはじめとする様々な地域資源を活用した新連携分野	3. 6次産業化を目指すやまなしモデル農業 4. 森(川上)・里(川中)・街(川下)をつなぐ「森林・林業、木材産業」
III. 地域振興や地域福祉など地域課題の解決につながる商品・サービスを提供する産業分野	地域の活性化や地域環境の維持、子育てや介護支援など地域が抱える様々な課題に、NPOなど多様な主体が、ビジネスの手法で取り組み、その解決を図っていく産業分野	5. ソーシャルビジネス ● 地域振興型 ● 介護・子育て支援型
IV. 日本のものづくりを支える競争力の高い技術・技能を生かす産業分野	機械電子産業をはじめ、本県のものづくり産業が持つ加工技術や生産用機械製造技術を生かして、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションに対応したものづくりを進める産業分野	6. クリーンエネルギー関連産業 7. スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業 8. 生産機器システム産業
V. 健康、保健・保養、介護など新たな需要が見込める産業分野	世界レベルでの健康志向の高まりや、高齢化の進展などによる、人々の様々なニーズに対応した、医療、ものづくり産業、ウェルネス・ツーリズム、安全・安心な食品産業が融合した新たな産業分野	9. 医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業 10. ウェルネス・ツーリズム 11. 安全・安心な食品産業

(出典：山梨県産業振興ビジョン概要版)

② ダイナミックやまなし総合計画

山梨県は、後藤知事の政策構想を取り入れた形で平成27年12月に「ダイナミックやまなし総合計画」を作成した。

ダイナミックやまなし総合計画では、今後、山梨県の目指すべき地域社会は「輝き あんしん プラチナ社会」であり、目指す未来の姿である生き生きとした暮らし、活発な活動と交流の舞台である100万人都市・やまなしを構築するために、地域経済の活性化、安定的な雇用の創出、暮らしやすさの向上を図っていくことが必要であると示されている。

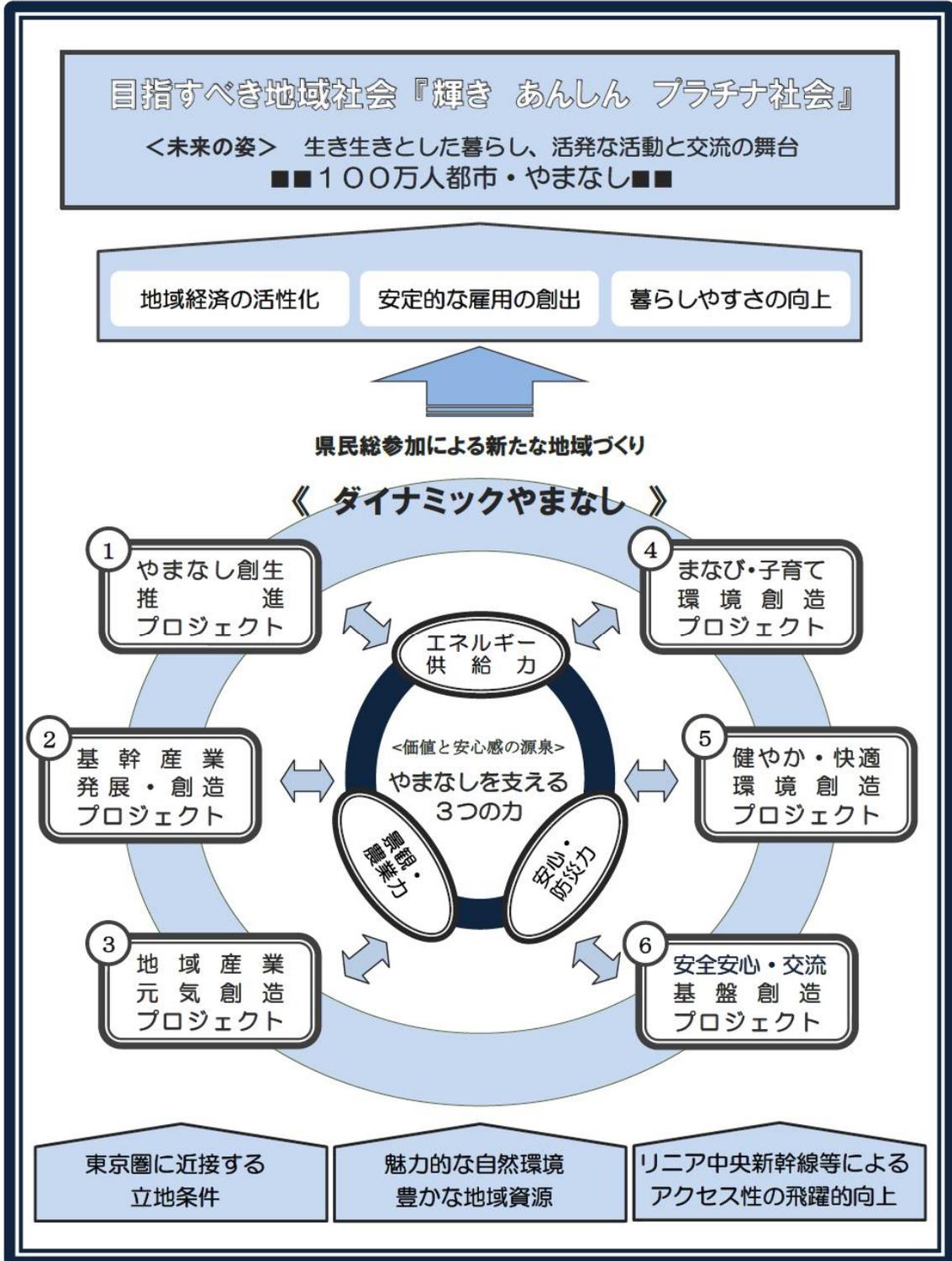
そのための主なプロジェクトは、以下の通りである。

- 1 やまなし創生推進プロジェクト
- 2 基幹産業発展・創造プロジェクト
- 3 地域産業元気創造プロジェクト
- 4 まなび・子育て環境創造プロジェクト
- 5 健やか・快適環境創造プロジェクト
- 6 安全安心・交流基盤創造プロジェクト

公表資料には、各プロジェクトに含まれる各政策の基本的な考え方や政策の実現に向けた取り組みの方向、期待される政策効果が記載されている。

今後、このダイナミックやまなし総合計画の推進により、山梨県が目指すところの「輝き あんしん プラチナ社会」が構築されることが期待される。

図表 I - 2 (4) ③ ダイナミックやまなし総合計画 概念図



(出典：山梨県 HP)

Ⅱ. 全般的・共通の課題と対応

今般包括外部監査を行った山梨県の産業振興政策に関する個別の指摘を行う前に、全般的・共通のどのような方向に向かうべきかを示す。

1. 産業政策における政策目標の明確化と関連付け

意見（Ⅱ－１）

山梨県産業振興ビジョンでは、対象となる産業分野や産業領域において、目指すべき具体的目標や目指す姿をさらに明示し、ビジョンの実現のために個々の政策の行うべき内容や政策間の連携、役割分担を一層明確化することが期待される。

また県内人口の増加や企業数の増加を実現するため、成長産業の育成や集積を促進する政策の実行においては、さらに県外からのベンチャー企業の誘致など工夫が必要であり、基本戦略の策定と政策間の関連づけを行うことが望ましい。

まず全般的に、産業政策が多分野にわたって実施されており、政策間の関連づけや位置づけ、役割分担が明示的でなく、全体を貫く基本戦略やグランドデザインがわかりにくいことが挙げられる。「山梨県産業振興ビジョン」に示された産業分野や産業領域の将来のあるべき姿と、その実現に向けた個々の政策のあり方、さらには、政策間の役割分担や連携のあり方を示した、産業政策分野の基本戦略やグランドデザインを明確化することで、政策効果の極大化を図り、さらなる県内産業の発展につなげていくことが望ましい。

（１）政策の具体的目標と明確化

「山梨県産業振興ビジョン」では、「今後成長が期待される５つの産業分野とそれらに含まれる１１の産業領域」について、成長を実現するような事業者の経営革新を促進することを目指し、各種の政策が実施されている。各政策はそれぞれ目的に沿って着実に実施されていると思われるが、各産業が目指す成長の具体的目標や各事業者の行う経営革新によって実現する地域産業や企業の新たなあり方が全体として整合性を取って明示されると、より一層効果的に政策が実施されると期待される。個々の政策がそれぞれ担当部局にとって意義のある方向性に沿って講じられていることは明白であるが、さらに全体的なビジョンの共有と政策間の関連性、役割分担が明確化されると、目指す山梨県の姿の実現がさらに促進される。

例えば、「成長分野連携参入支援事業」においてクリーンエネルギー関連産業、燃料電池関連産業、スマートデバイス関連産業、医療機器関連産業の成長促進のため、既存

の中小企業を中心として事業化への取り組みを支援しているが、さらに「起業創業促進事業」においても当該分野の創業を重点的に支援すれば、産業集積の構築がより一層促進される。企業立地や企業誘致の対象も、目指す成長分野やその関連分野の企業に焦点を当てて実施すれば、より一層集積の厚みが増すであろう。

最終的に 5 つの産業分野、11 の産業領域が何年後にどのような姿になることを目指すのか、そのために個々の政策はどうあるべきで、政策間の役割分担や連携をどのように行うかといった基本戦略が策定され、実行されれば、さらに政策の効果が増大することが期待できる。

(2) 目標実現のための政策実施方法の工夫

山梨県が直面している大きな課題は少子高齢化と社会減による人口減少である。そして、他県と比較して歳入に占める地方税の割合が低いことも課題である。県内への若年層の人口流入を増加させ、かつ地方税収を増大させるためには、諸外国や国内の他地域よりも人件費が高い県内でも成り立つ付加価値の高い事業を創出し、関連産業を含めて集積を形成することが肝要である。そのためには、他地域にはない最先端の技術を生み出す大学や研究機関が核となり、そこから創出された技術を事業化するベンチャー企業が立地し、さらに事業の拡大、製品の量産や関連産業を支える中小企業の集積と連携が必要である。特に先端技術の実用化、事業化においては、新たな事業にチャレンジするベンチャー企業の存在が不可欠であり、県内のみならず県外からもより一層このようなベンチャー企業を呼び寄せるような取り組みを行うことが期待される。

成長が期待される産業における既存事業者の経営革新だけでは、県外から人や企業を呼び込むことは不可能である。成長産業の育成によってどのような地域産業の在り方を実現するのかを明確にし、その基本戦略に基づいてさまざまな政策を関連づけて講じていくことによって、さらなる県内産業の発展が期待される。

2. 先端産業の集積促進とイノベーション・エコシステムの構築

意見（Ⅱ－２）

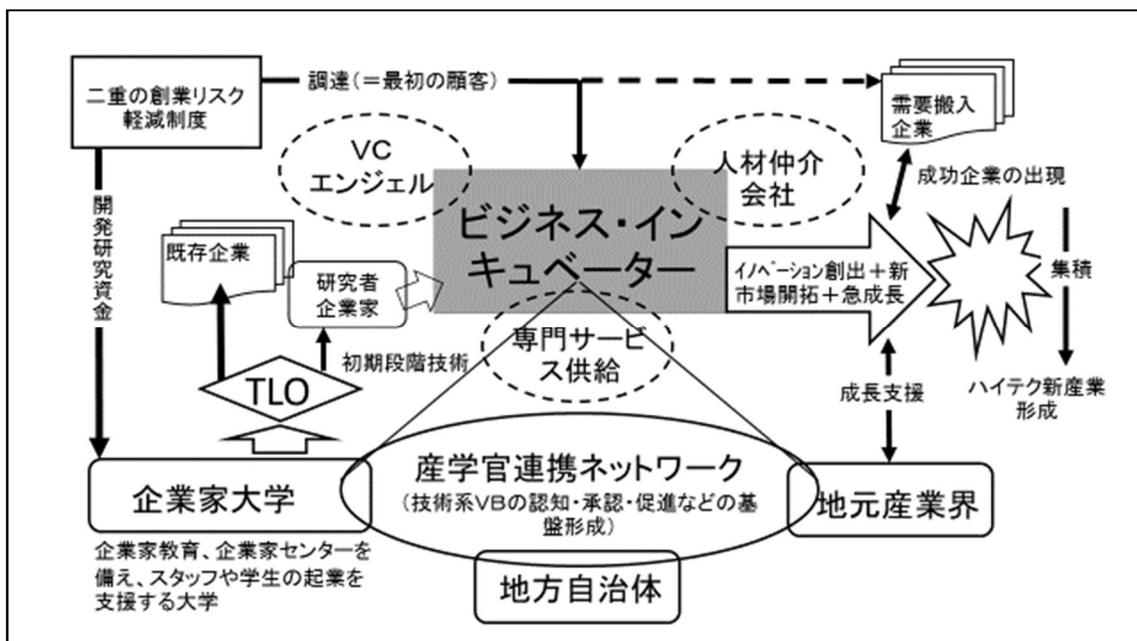
先端的産業の創出・育成、集積形成をさらに促すためには、イノベーション・エコシステムの構築を目指す等を検討することが望ましい。

個々の企業の散発的な創業・成長ではなく、地域経済を目に見える形で変革するような産業集積の形成は、今や地域の発展に不可欠である。しかし、市場の成熟化、縮小に直面している日本においては、地域間、国家間の競争に勝ち、他地域への「輸出」が可能となるような競争力のある産業分野を集積させる必要があり、多くの場合、先端的産業の集積を形成することが必須となる。

イノベーションの創出を伴う先端的産業の集積形成に関する最近の研究では、イノベーション・エコシステムの構築が有効であるとの見方が強い。マイケル・ポーターのいう地域の競争優位を生み出すクラスターの理論では、クラスター内の企業間の差別化圧力によってイノベーションが創出されるとしているが、これでは従来産業のマイナーチェンジが主流となってしまう。シリコンバレーに代表されるようなハイテク産業の集積では、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源がオープンに流通することにより、イノベーションが創出・促進され、技術ベースの企業が次々に生まれる。さらに、これらの新企業を顧客とするインキュベーター、個人投資家であるビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、ある種の投資銀行、及び「生産者サービス」を供給する法律事務所、監査法人、人材供給業者、コンサルティングなど、「新規創業 (=creating firms) に寄与する諸機関の集積 (=the cluster of institutions)」が生まれる。経済学者の M・ケニーは、新産業の担い手である技術ベースの新企業の活動を「第一経済」、これらの企業にサービスを提供するベンチャー・キャピタルなどを「第二経済」と名付け、第一経済がイノベーションの実現により創出するキャピタルゲインを分け合うことにより、共生し、ともに成長し発展しているとしている。

これはあたかも生物の生態系 (Eco-system) のような仕組みであるとして、イノベーション・エコシステムと呼ばれている (Kenney 2000)。イノベーション・エコシステムは、それぞれのプレイヤーが個別のネットワークを形成して独自に活動しているのではなく、例えばビジネス・インキュベーターを結節点として、ベンチャー・キャピタルや人材供給業者、サポーター・インダストリーなどさまざまな経営資源を提供するネットワークの重合を形成し、ヒト、モノ、カネ、情報、専門サービスを技術ベースの新企業に供給する仕組みが構築されるのである。この技術ベースの新企業創出・成長に向けた支援制度の枠組みは、以下に示すとおりである。

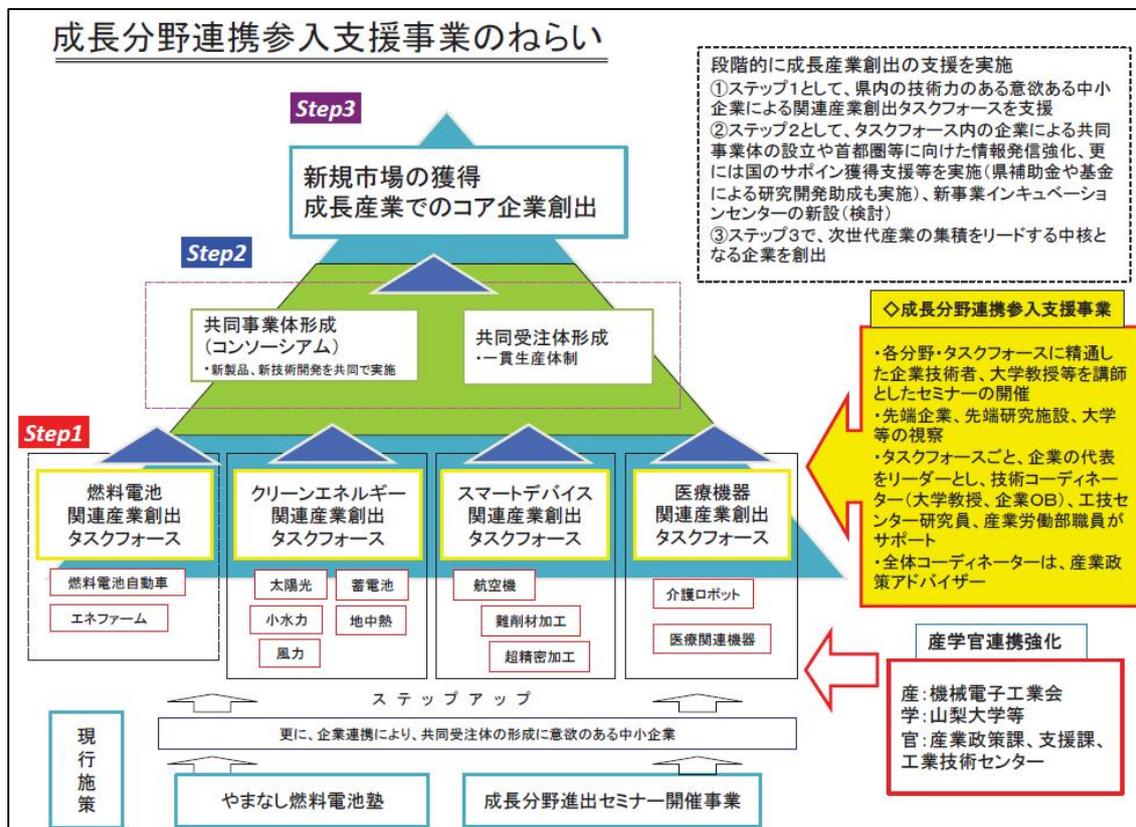
図表Ⅱ－２① ビジネス・エコシステム構築のための支援制度の枠組み



(西澤昭夫他著(2010)「NTBFsの簇業・成長・集積のためのEco-systemの構築」(RIETI Discussion Paper Series 10-J-024) 独立行政法人経済産業研究所) より筆者作成

山梨県においては、個々の支援制度はほぼ整備されているとすることができる。例えば、「成長分野連携参入支援事業」によって、燃料電池関連、クリーンエネルギー関連、スマートデバイス関連、医療機器関連のタスクフォースが組織され、産学官連携ネットワークが形成されている。また公益財団法人やまなし産業支援機構が設置・運営するビジネス・インキュベーターもある（設置は山梨県工業技術センター）。またベンチャー・キャピタルファンドとしては、「やまなし新事業応援ファンド」が組成されている。

図表Ⅱ－２② 成長分野連携参入支援事業に関する体系



(出典：成長産業創造課提供資料)

さらに、山梨大学において研究開発のみならず、研究成果を事業化しようとする教員、スタッフ、学生に企業家教育を行い、起業を支援するような「企業家大学」としての取り組みを期待したい。また大学発ベンチャーや技術系ベンチャーが直面する経営人材の不足を補うような、専門経営人材の供給、仲介を行う組織も必要である。

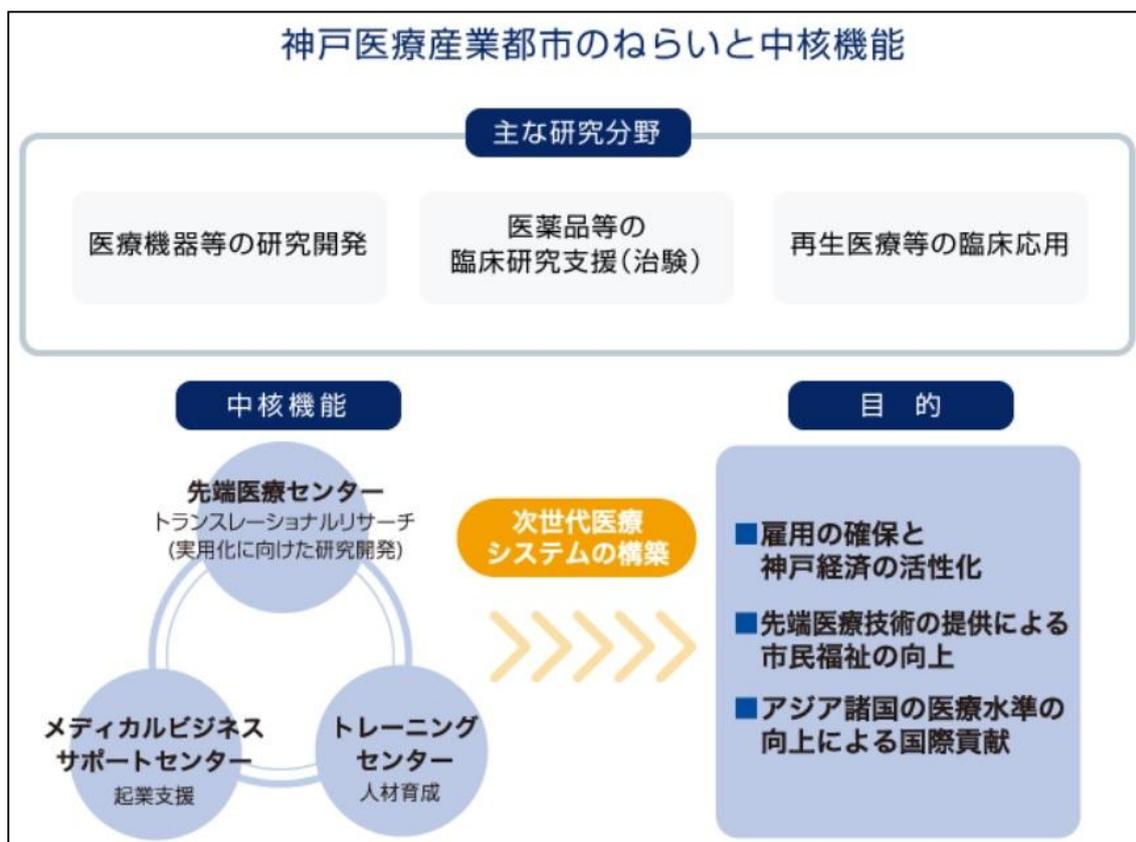
山梨県においては、現在設置されているビジネス・インキュベーターやベンチャー・キャピタルファンド、産学官連携ネットワークなどを有効に活用し、燃料電池、クリーンエネルギー、スマートデバイス、医療機器関連の先端的産業の集積を促進するような、イノベーション・エコシステムの構築等を目指すことが望ましい。それにより、さらに先端的産業の集積が期待できる。

<イノベーション・エコシステム先進事例① 神戸医療産業都市構想(神戸市)>

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例①としては、神戸市六甲アイランドに形成された先端医療産業の集積を構築した「神戸医療産業都市構想」が挙げられる。同地区には、理化学研究所の研究センターや先端医療センター(病院、研究所)

等の研究所、神戸市立医療センター中央市民病院等の病院、起業支援を行うメディカルビジネスサポートセンター、研究人材の育成を行うトレーニングセンターなど、官民の先端医療産業関連施設が集積し、イノベーション・エコシステムが構築され、先端医療産業の創出と集積促進を実現している。

図表Ⅱ－２② 神戸医療産業都市構想



(出典：神戸市役所ウェブサイト 2016年2月15日参照)

<イノベーション・エコシステム先進事例② かがわ糖質バイオクラスター形成事業(香川県)>

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例②としては、かがわ糖質バイオクラスター形成事業(香川県)が挙げられる。

香川大学農学部の何森健教授が平成3(1991)年に発見した酵素によって、D-グルコースなどの自然界に豊富に存在する天然型の単糖から、D-プシコースやL-タガトースなどの希少糖を生産する方法が開発された。希少糖はがん細胞の抑制、動脈硬化の抑制、内臓脂肪の減少、血糖値上昇の抑制、アンチエイジングなど人体に有用な糖であり、希少性ゆえに1グラム1万円を超える値が付く。平成13(2001)年には何森教授の研究

によって希少糖を大量生産する技術が開発され、県内に希少糖の生産と希少糖を使った製品の製造販売を行う産業のクラスター形成への期待が高まった。

この希少糖の研究を促進し、県内に希少糖の生産企業および関連製品の製造・販売をおこなう企業のクラスターを形成するため、香川県は「かがわ糖質バイオクラスター形成事業」として、平成 16(2004)年に香川大学に寄付研究部門を設置し、糖質バイオ分野の研究開発力を強化するほか、大学で創出された事業化シーズを生かした県内企業の新技術・新製品開発に対して補助するため、1 億円を拠出している。さらに香川大学への希少糖研究に対する寄付（平成 25 年から毎年 2,000 万円、4 年間で 8,000 万円）も行っている。

なお、香川県では希少糖を活用した産業の発展を目指す「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトを発足させ、平成 25（2013）年 7 月に策定された「香川県産業成長戦略」の中で成長エンジンとなる分野として位置づけられている。本プロジェクトの効果的促進のため、産学官連携による希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策検討、情報交換、調整等を行う場として、希少糖戦略会議を組織している。（香川県庁ウェブサイト参照）

図表Ⅱ－2③ 香川県希少糖プロジェクト

県と香川大学、県内企業など産学官で進めている「希少糖プロジェクト」の商品化第1号として、3種類の希少糖の試薬の販売が始まりました。高純度での大量生産に成功したのは世界的にも例がなく、希少糖研究の世界的拠点形成を目指す香川県にとって、大きな1歩となりました。



希少糖D-プシコース（手前）と3種類の希少糖試薬。糖だけになめると甘い。ただし1グラム1万円を超える

（出典：「みんなの県政 THE かがわ」平成 18（2006）年 2 月号）

香川大学発のベンチャー企業として、平成 18（2006）年に希少糖の生産技術の開発や教育研修を事業目的とする合同会社、希少糖生産技術研究所が設立され、香川県内や関西の製薬会社、研究者が共同出資した。代表社員の一人には、香川大学元学長の近藤浩二氏が参画している。

また、丸亀市の伏見製薬所は希少糖に関する商品化第 1 号となった試薬を製造・販売している。伏見製薬所はその後、世界初の新規製品を含む 11 種の希少糖試薬を開発、

販売している。さらに兵庫県伊丹市に本社を置く澱粉・食物繊維メーカーである松谷化学工業株式会社は、D-プシコースなどを含む希少糖含有シロップの量産技術を世界で初めて確立し、平成 24（2012）年に香川県番の州に世界初の希少糖含有甘味料を製造する工場の建設につながった。

合同会社希少糖生産技術研究所からは、希少糖を使った食品の企画、開発、製造や特定保健用食品の申請を目的に、平成 19（2007）年に合同会社希少糖食品が設立された。さらに事業目的を希少糖D-プシコース等を使った商品の販売に絞ったベンチャー企業、株式会社レアスウィートが平成 22（2010）年 6 月に設立された。

地元中小企業においても希少糖を活用した製品開発が盛んになり、高松にある全国的に知名度のある洋菓子店では、焼ドーナツに希少糖である「さぬき新糖」を使っている。また讃岐うどんのだし汁にも使われている。

今後は、食品分野、メーカー等の医薬用品、医薬品の各分野において、地元企業による製品開発や地域外の企業による工場設置など、地域の中核的産業に発展させていく計画である。

（参照：山田仁一郎（2015）『大学発ベンチャーの組織化と出口戦略』中央経済社）

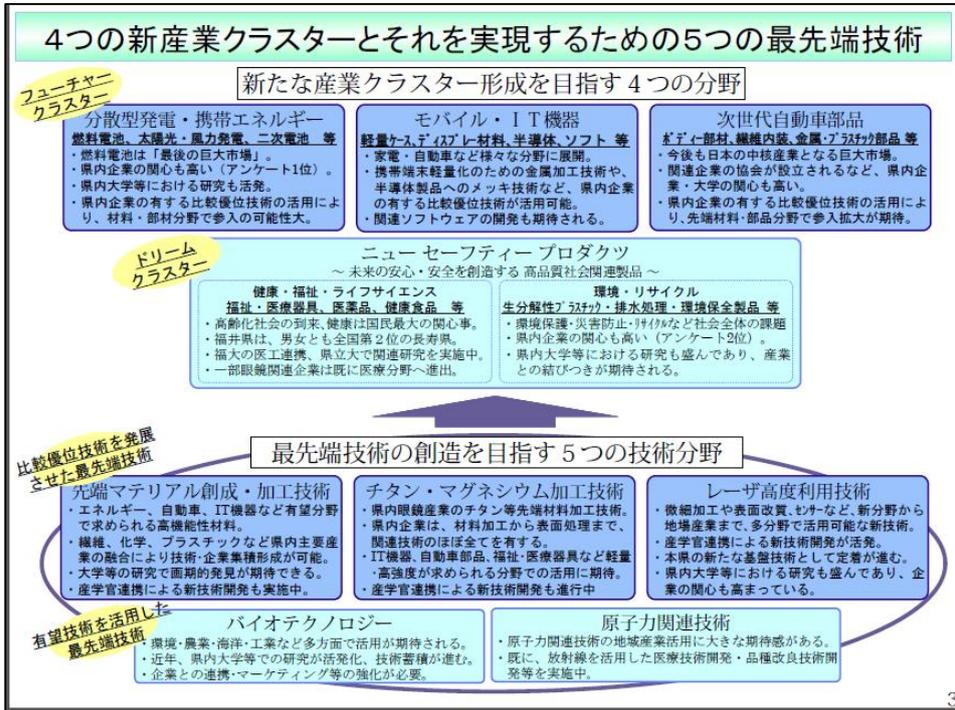
<イノベーション・エコシステム先進事例③ ふくい CFRP 研究開発・技術経営センター設立（福井県）>

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例③としては、ふくい CFRP 研究開発・技術経営センター設立（福井県）が挙げられる。

福井県工業技術センター企画支援室産学官共同研究グループリーダー、総括研究員勝木一雄著『福井県の繊維新素材開発における産学官連携』によると、福井県は、かつて羽二重など絹織物の大産地であり、現在でもナイロンやポリエステル織物、これらに加え先進技術による繊維新素材の研究開発、製造の拠点になっている。

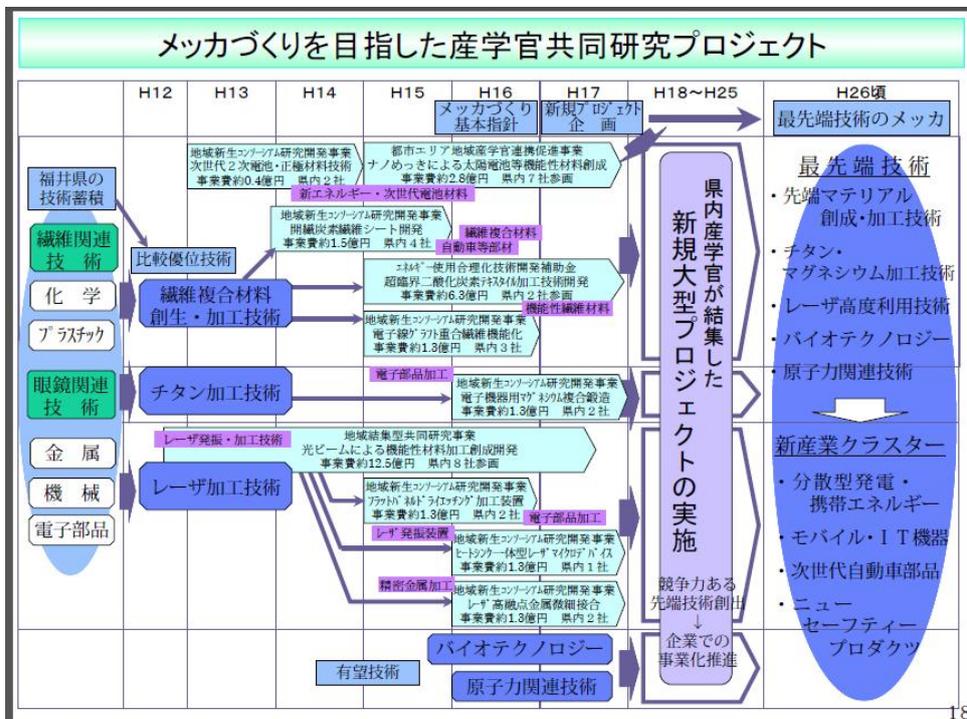
福井県では、平成 17 年 3 月に「最先端技術のメッカづくり基本指針」を策定し、福井県が他県に比べて優位性を有する技術蓄積等を踏まえて、将来の福井県産業を支える最先端技術分野での技術開発等を推進することにより、県内に新たな産業クラスターを形成することを目指している。

図表Ⅱ-2④ 新産業クラスターとそれを実現するための最先端技術



(出典：福井県 HP より抜粋)

図表Ⅱ-2⑤ メッカづくりを目指した産学官共同研究プロジェクト



(出典：福井県 HP より抜粋)

こうした取り組みの一環で、平成26年度には福井県内の繊維加工2社の開発した航空機エンジン部材がエアバス社の新型機に採用されることが発表された。

福井県は、炭素繊維関連技術の事業化を加速するため、研究開発から製品化に至るまでの諸問題に対して、研究開発のみならず技術経営も含めた支援を行う「ふくいCFRP研究開発・技術経営センター」を福井県工業技術センター内に設立した。

なお、上記航空機エンジン部材の開発による地場産業の航空機分野進出に関しては、平成27年度産学官連携功労賞表彰の科学技術政策担当大臣賞を受賞している。

図表Ⅱ-2⑥ 産学官連携功労賞表彰 科学技術政策担当大臣賞

科学技術政策担当大臣賞

公設試が中小企業と連携して製品を開発。
さらにマーケティングにおいて大企業と連携。大きな売上げを実現！

公設試が開発した炭素繊維複合材料技術の橋渡しによる 地場産業の航空機分野進出

《受賞者》 ○福井県工業技術センター
○株式会社ミツヤ
○株式会社SHINDO

《受賞概要》

◇**地場産業を支える公設試から生まれた炭素繊維技術**

- 福井県工業技術センターは、かつての絹織物の大産地から合成繊維、炭素繊維へと変化してきた地場産業技術を支えてきた。
- 平成8年に炭素繊維の束をばくし薄くする「開織技術」の基本特許を出願し、国際特許を取得。以後、部材から成型品に至る多数の応用特許を戦略的に取得。
- 特に「開織技術」を活用し、従来の1/2の薄さで製造が可能となった**超薄プリプレグシート（※）**を使った複合材料は炭素繊維と樹脂がはく離しにくいため、疲労強度が向上。

◇**公設試の独自技術を県内外の企業へ技術移転**

- 福井県内外の延べ27企業に開織技術の特許実施許諾による技術移転。
- 繊維から化学、プラスチック、機械製造と幅広い業種の企業に実施許諾。

◇**航空機エンジンにおける共同研究の実施**

- 経済産業省等の支援を受けて、ミツヤは、薄くて高品質でプレスでの成形が可能なる**超薄プリプレグシート**の製品化技術を、SHINDOは、**複雑な形状に加工しやすい多軸挿入部材（※）**の製法技術を確立。
- この技術を用いて世界で初めて**構造案内翼とファンケースに炭素繊維を適用した新型航空機エンジンPW1100G-JM**（米國P&W社、独MTU社、（一財）日本航空機エンジン協会の共同開発）は、燃費1.5%低減、機体騒音5.0%低減を実現。
- 開発した新型エンジンは、平成26年12月に**アメリカ連邦航空局の型式承認**。航空機分野で事業展開するIHIや福井県工業技術センターと共同研究することで、厳しい性能基準をクリア。

◇**拡大するビジネスチャンスと波及効果**

- 新型エンジンは**エアバスA320neoの搭載エンジンの半数を占める見込み**。A320neoは平成27年第4四半期から営業運転が予定され、同エンジンは**2,000台以上を受注済**。現在の受注分だけでもミツヤとSHINDOの売上げ高は**平成27年以降5年間で約1.5億円**。
- （一財）日本航空機開発協会資料による中堅機市場の需要予測から、2028年までの同エンジンの需要がさらに多く見込まれる。
- 航空部品の他、特許実施許諾企業は自動車部品、スポーツ用品等へ事業展開し、これらの平成25年度売上実績は約2.4億円。今後も多様な市場への展開に取り込むことで、炭素繊維複合材料関連の新たな市場を形成。地域の設備投資や雇用など大きな経済波及効果が見込まれる。

◇**コーディネーター名**
福井県工業技術センター 所長 勝木 一雄
福井県工業技術センター 総括研究員 川邊 和正

・商標解説
超薄プリプレグシート 炭素繊維を同じ方向に薄く引き揃え、樹脂を含ませてシート状にしたもの
※多軸挿入部材 炭素繊維などを任意の方向に引き揃えて積層し、補助糸により編込・一体化してシート状にしたもの

(出典：内閣府 HP より抜粋)

3. 地場産業支援の方向性

意見（Ⅱ－3）

山梨県の主要な地場産業のうち、ジュエリー産業と繊維産業については、さらに長期的な視点に立った包括的な支援が期待される。

山梨県の主要な地場産業であるワイン産業、ジュエリー産業、繊維産業のうち、ワイン産業は海外市場の開拓に向け、商品開発からブランド形成、海外市場へのブランド浸透、販路開拓といった一貫した支援策が講じられている。ワインは毎年生産されるものであり、個々の商品のマーケティング活動というより産地全体のブランディングが必要であり、その基本戦略に沿った多角的な支援策が講じられている。

ジュエリー産業や繊維産業については、産地全体のブランディングが重要であることはワインと同様であるが、個々の製品については個々の企業が開発し生産するものであり、また製造・販売サイクルもワインと異なり数年から十数年に及ぶという違いがある。

ジュエリー産業や繊維産業においても、技術開発、製品開発、デザイン開発、販路開拓、販売促進といった政策は多角的に講じられているが、長期的な視野に立ち、1つの製品やブランドの開発から販路開拓、販売促進まで一貫した支援が行えるよう、継続した包括的な政策実施の工夫が期待される。

他地域の取り組み事例としては、高岡市の銅器への支援が挙げられる。高岡銅器は、従来、和風の茶器や花器、仏具などを中心に制作されていたが、平成23年に経済産業省の「JAPAN ブランド」の認定を受け、有志13社が新ブランド「KANAYA」を立ち上げ、域外からデザイナーを招へいし、洋風スタイルのインテリアや雑貨、食器などを開発している。東京青山にショールームを開設し、海外のインテリア関連見本市にも出展し、日本全国および海外への販路を開拓している。

図Ⅱ－3② 高岡銅器



4. 女性の起業支援政策

意見（Ⅱ－４）

「一億総活躍社会の実現」に即して、さらに女性活躍の推進を図るために、今後は女性の起業支援政策にも力を入れることが望まれる。

産業競争力強化法に基づく創業支援は、市区町村が計画を策定し、支援事業者と協力して実施することとなっているが、これは女性のみならず男性にも焦点を当てて実施しているものではない。一方、現政府が掲げる「一億総活躍社会の実現」においては、家事・育児や介護との両立を図りつつ、男性のみならず女性も一層、経済・社会に参画することが期待されており、創業・起業による社会参加、経済活動への参加は有効な方策の一つとして認識されている。

内閣府男女共同参画局ホームページによれば、全国の都道府県、政令指定都市、市区町村において、236件の女性起業支援プログラムが実施されており、そのうち実施都道府県および政令指定都市は以下のとおりである。

<都道府県>

青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、鹿児島県

<政令指定都市>

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

（以上、内閣府男女共同参画局ホームページ「女性起業支援策 都道府県別一覧」参照）

男性と比較して企業等の組織における管理職経験に乏しく、ビジネス知識が不足している女性に対しては、従来の男性を中心とした創業・起業支援のプログラムでは不十分であることが指摘され、各自治体においては女性向けに工夫したプログラムを実施している。山梨県においても、今後は女性起業支援政策に取り組み、一億総活躍社会の実現に向けて邁進されることを期待する。

<女性起業支援政策の先進事例① 「F-SUS よこはま」における女性起業家支援事業（横浜市）>

女性起業支援政策の先進事例①としては、「F-SUS よこはま」における女性起業家支援事業（横浜市）が挙げられる。

「F-SUS よこはま」は、女性がビジネスの場で生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、女性起業家を支援するスタートアップオフィスとして平成23年6月に開設された。女性の起業促進及び女性経営者を支援するための専任チームによる経営相談のほか、「女性起業家支援セミナー」、新たな提案や交流の場を提供する「F-SUS サロン」の開催、先輩女性経営者と交流しながら助言を受けることができる「女性経営者メンター事業」などを実施している。

「F-SUS よこはま」には個別および共用のデスク、商談スペース、ミニロッカー、コピー／プリンタ、インターネット接続環境、セミナールーム（別料金）が設置されており、審査を受けて許可され会員になると月額4,762円で利用できる【利用時間は月曜～金曜、9:00～18:00】。平成26年現在、31社が会員になっている。

なお、横浜市は主に自宅起業など小規模な事業の開業を目指している女性向けに、男女共同参画センターにおいて「女性起業UPルーム」を開設し、「女性起業家たまご塾」などのセミナーやコミュニティサイトの運営、メンター制度の運用などを行っている。女性の起業は目的や目標が多様であり、相談者の希望や実情に応じてきめ細かな対応を行うことが重要である。横浜市の取り組みは、担当部局を超えて実態に即した多様なプログラムを用意し、部局間の連携を十分にとっているところに特長がある。

平成26年度事業実績（【】内は平成25年度実績）としては、次の通りである。

ア.F-SUS よこはま 会員数

31名【17名】

イ. 女性起業家支援チーム窓口相談

・相談件数 1,273件【868件】

・相談内容（件）

経営全般	マーケティング	資金	ビジネスプラン	会社設立	税務	IT
450	287	270	66	46	10	10
法律	事業提携	特許	労務	その他	合計	
7	6	4	2	115	1,273	

ウ.女性起業家支援セミナー等

- ・起業チャレンジセミナー 年4回開催 参加者数 累計89名
- ・横浜・女性経営者塾 年6回開催 参加者数 累計55名
- ・F-SUS サロン 年10回開催 参加者数 累計170名

エ.女性経営者メンター事業

- ・メンターミーティング 4グループ 各5回
(先輩経営者 各4名、コーディネーター 各4名、女性起業家 各12名)

＜女性起業支援政策の先進事例② 女性創業応援やまぐち株式会社の設立（山口県）＞

女性起業支援政策の先進事例②としては、女性創業応援やまぐち株式会社の設立（山口県）が挙げられる。

女性起業家の円滑な事業の立ち上がりを支援するため、山口県、山口銀行、県内企業が共同出資により「女性創業応援やまぐち株式会社」を設立した。当該会社は、女性創業希望者からビジネスプランを募り、ビジネスプランに基づく委託契約締結により、創業初期段階に要する資金提供を通じた立ち上がり支援を行うとともに、経営指導や販路開拓支援等のコンサルティングをインキュベーションマネージャーが直接実施することにより、事業を軌道に乗せ、創業後の経営安定化を図ることを目的とする。

事業内容

- ・女性起業支援事業：
女性創業希望者から提案を受けたビジネスプランに基づく業務委託を通じた資金提供による創業・事業化支援の実施
- ・経営コンサルタント事業：
インキュベーションマネージャー（取締役が兼務）の直接的な支援による、経営相談・指導等を通じた経営ノウハウの取得や、販路開拓等の営業力強化に向けたコンサルティングの実施
- ・各種研修事業：
起業家のスキルアップにつながる経営研修等の実施
- ・ビジネスマッチング事業：
販路開拓等を通じたビジネスパートナーの発掘・マッチングの実施

施策の実績としては平成 27 年度女性創業支援事業者 6 名となっている。

5. 行政評価の方法

意見（Ⅱ－5）

産業振興に関わる政策、施策、事務事業に対する行政評価において、評価指標はあるが目標値が設定されていないケース、評価指標のうち活動指標はあるが成果指標が設定されていないケース、評価指標が設定されていない、または、事業の内容を適切に反映していないケースなどの課題が見受けられた。

今後、行政評価を適切に実施して、定期的な検証を通じて、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直し、予算への反映等を行う仕組みをさらに一層、整備、運用することが望ましい。

行政評価は、現在、国や多くの地方自治体で、実施されている。行政評価は、政策、施策、事務事業を対象として、一定の評価指標を設定し、目標値と実績値を比較して、達成度や成果を判定するものである。もし、目標が達成されていなければ、その原因分析を行い、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直しを行い、最終的に次年度以降予算に反映させることが行政マネジメントにとって重要であるといわれている。

評価指標としては、活動指標（アウトプット指標、政策実施における事業実施回数や動員人数等の実績）と、成果指標（アウトカム指標、政策の効果や成果を示す指標）とがある。今回の産業振興策の検討においては、次のような行政評価の課題が散見された。

山梨県では、政策、施策、事務事業に対するモニタリングの仕組みとして、包括外部監査のほか、事務事業自主点検（内部評価）が、数年に1度実施されている。多くの政策、施策、事務事業（以後、政策等という）においては、財務当局の予算査定における評価のみが担当課以外の者による評価となっている。

しかし、財務当局の評価の視点は必ずしも政策等の有効性や効率性ではなく、政策等の必要性や意義が中心であることもある。また、担当課以外ではあるが県庁内部によるものであるため、納税者など外部者の視点に立った評価を行うことが難しいことが想定される。

さらに、行政評価における評価指標でみると、下記のような課題が見受けられた。

- ・ 評価指標はあるが、目標値が設定されていないケース、
- ・ 評価指標のうち活動指標はあるが成果指標が設定されていないケース、
- ・ 評価指標が設定されていない、または事業の内容を適切に反映していないケース

全体的に国の補助金を活用している事業は具体的な数値で成果指標が設定されているものが多いが、県の独自事業については成果指標が明示されていない、または、定性的な表現だけのものや評価指標として適切でない数値が示されているものがあつた。

図表Ⅱ－５① 評価指標に関する状況の例

部署	事業等	状況
産業集積課	小規模事業経営支援事業費補助金	適切な成果指標が設定されていない。
成長産業創造課	中小企業経営革新サポート事業	定性的目標のみで数値目標が設定されていない。
産業集積課	山梨県産業集積促進助成金	企業立地基本計画全体での数値目標は設定されているものの、本助成金単体での成果指標の設定はされていない。
産業集積課	中小企業支援基盤整備補助金	活動指標である相談実施件数等は把握されているものの、その成果を示す成果指標は設定されていない。
地域産業振興課	ブランドチャレンジ支援事業費補助金、海外プロモーション事業費補助金	中期目標（年間 20 件助成）があるものの、事業の成果を評価するための成果指標は設定されていない。
農産物販売戦略室	富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費	公的統計による把握が困難であるという事情は汲めるものの、投入金額に対してどのような効果を期待するのかが明確ではない。

前述の基本戦略が明確になっていれば、その達成のための個々の政策等が担う役割も明確になり、成果指標（アウトカム指標）も設定が可能になると考える。なお、中央省庁では政策の立案において活動指標（アウトプット指標）と成果指標（アウトカム指標）を明示することが必須となっている。

納税者の立場から見ても、税金を投入して政策等を講じることによって、どれだけの効果やメリット（税収増を含め）があるのかが最も関心の高いところである。

他県の参考事例としては、神奈川県が挙げられる。

神奈川県では、4年ごとに総合計画の策定が行われており、計画の着実な推進を図るため、中間年である2年目と最終年の4年目において政策等全般を点検し、必要に応じて、重点的・優先的な取組みである戦略プロジェクトを見直すこととしている。総合計画の策定および評価は、総合計画審議会計画推進評価部会により行われており、外部の有識者や住民の代表等20名の委員が評価・検討し、各政策等の成果を図る指標の妥当性、より適切な指標の設定、環境変化を踏まえた政策課題の整理、戦略プロジェクトの見直しを行っている。

なお、今回の監査対象には含まれていないが、平成27年12月に策定された「ダイナミックやまなし総合計画」に基づく各種施策の実施においては、成果目標と評価基準等が明記されている。

今後、行政評価を適切に実施して、定期的な検証を通じて、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直し、予算への反映等を行う仕組みをさらに一層、整備、運用することが望ましい。